

物流は新領域へ
LOGISTEED

第6 | 回 定時株主総会招集ご通知

開催日時：2020年6月23日(火曜日) 午前10時 受付開始予定 午前9時

開催場所：当本社2階 大会議室 東京都中央区京橋二丁目9番2号

ご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。

経営理念

日立物流グループは 広く未来をみつめ 人と自然を大切にし 良質なサービスを通じて 豊かな社会づくりに貢献します

経営ビジョン

グローバルサプライチェーンにおいて最も選ばれるソリューションプロバイダ

行動指針

コンプライアンス

基本と正道を大切にしよう

カスタマーフォーカス

お客様に価値を届けよう

イノベーション&エクセレンス

革新と卓越性を協創しよう

ダイバーシティ&インクルージョン

多様性を活かし共に成長しよう

サステナビリティ

地球の未来を考え行動しよう

ブランドプロミス

未知に挑む。

大きく変化する世界の中で、常に先を見つめて、道を切りひらき、社会に新しい活力を届けていきたい。

私たちは、お客様と真摯に向き合い、最善を尽くし、共に未来を協創する。これからのテクノロジーを新しいソリューションの力にする。一人ひとりの人間力を大切に、ひとつになって動きつづける。

私たちはこれまでのロジスティクスの領域を超えて、ビジネスと生活に新しい未来を実現していく。

目次

■ 株主の皆様へ	1
■ 株主総会招集ご通知	2
■ 議決権行使についてのご案内	4
■ 議決権行使サイトについて	6
■ 株主総会参考書類	8

〈招集通知添付書類〉

■ 事業報告	20
■ 連結計算書類	46
■ 計算書類	54
■ 監査報告書	59
■ トピックス	64

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当社はここに第61期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業年度に関する定時株主総会の招集ご通知をお送りいたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月



取締役会長 田中 幸二



代表執行役社長 中谷 康夫

株主総会招集ご通知

株 主 各 位

証券コード：9086
2020年6月3日

東京都中央区京橋二丁目9番2号

株式会社 日立物流

執行役社長 中 谷 康 夫
取締役

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、ご欠席の場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができます。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月22日（月曜日）午後5時までに
議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2020年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時）
- 2. 場 所** 東京都中央区京橋二丁目9番2号 当本社2階 大会議室
- 3. 会議の目的事項**
 - 報告事項** 第61期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、
計算書類及び連結計算書類並びに会計監査人及び
監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項** 議案 取締役全員任期満了につき9名選任の件

以 上

-
- ◎ 事業報告の一部 (6.会社の体制及び方針 (1) コーポレート・ガバナンス体制 (2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 (3) 会社の支配に関する基本方針 (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針 (5) 取締役会全体の実効性の分析・評価・結果) 及び連結計算書類の連結注記表並びに計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第13条の定めに従い、インターネット上の当社Webサイト (<https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載いたしておりません。なお、監査委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告及び連結計算書類並びに計算書類には、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社Webサイトに記載している事業報告の一部及び連結計算書類の連結注記表並びに計算書類の個別注記表も含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記当社Webサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 本株主総会の結果は上記当社Webサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる大切な権利です。
株主総会参考書類（P8～19）をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使方法には以下の3つの方法がございます。



株主総会ご出席

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 → **2020年6月23日(火) 午前10時**



郵送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

➡ P5「議決権行使書用紙のご記入方法」へ

行使期限 → **2020年6月22日(月) 午後5時到着**



インターネット (パソコン/スマートフォン・携帯電話)

当社指定の議決権行使Webサイト(<https://www.tosyodai54.net>)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

➡ P6～P7「議決権行使サイトについて」へ

行使期限 → **2020年6月22日(月) 午後5時まで**

議決権行使サイトについて

パソコンを用いる場合

- 1 「議決権行使Webサイト (https://www.tosyodai54.net)」にアクセスいただく
- 2 議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご覧いただき、議決権行使コード及びパスワードを入力
- 3 画面の案内に従い、2020年6月22日(月)午後5時までに議決権を行使

詳細は次ページ 

スマートフォン・携帯電話を用いる場合

左記の「パソコンを用いる場合」と同様の方法で (https://www.tosyodai54.net) にアクセスいただき、画面の案内に従い、議決権を行使してください。

注意事項

二次元コード読み取り機能を搭載したスマートフォン・携帯電話等をご利用の場合、右の二次元コードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



詳細は次ページ 

「議決権行使Webサイト」ご利用上のご注意事項について

- 1 「議決権行使Webサイト」のご利用に伴う接続料金及び通信料金は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。
- 2 お使いの端末によってはご利用いただけないことがありますので、ご了承ください。
インターネットによる議決権の行使に関するお問い合わせ先
株主名簿管理人 東京証券代行株式会社
電話0120-88-0768(フリーダイヤル)
(受付時間:9:00~21:00)
- 3 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効といたします。
- 4 インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

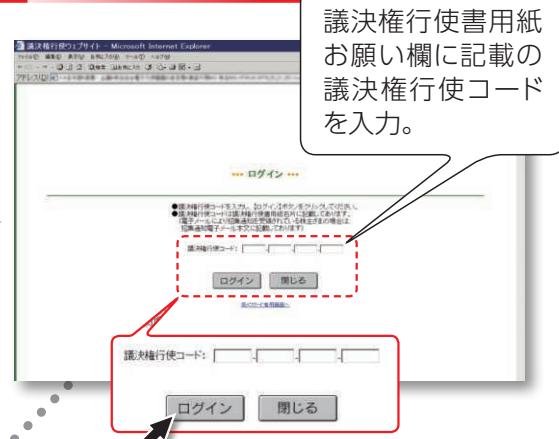
議決権行使Webサイトのアクセス手順

サイトはこちら <https://www.tosyodai54.net>

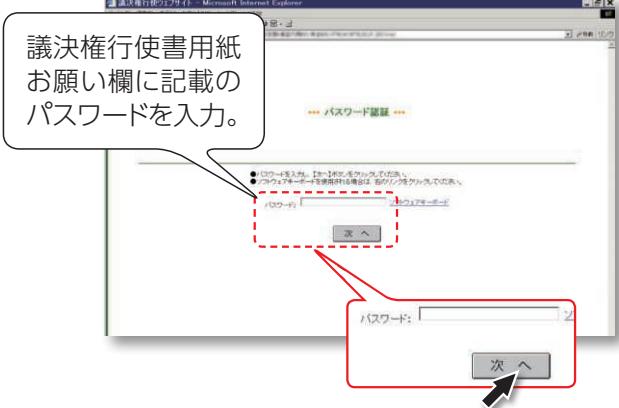
1 Webサイトへアクセス



2 ログイン



3 パスワードの入力



以降は画面の案内に沿って 賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役全員任期満了につき9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員の任期が満了いたしますので、指名委員会の決定に基づき、9名の選任を行いたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。取締役候補者からはいずれも、本総会で選任されることを前提として取締役に就任する旨の事前の承諾を得ております。

なお、当社定款の規定に基づき、取締役の選任は累積投票によりません。

候補者番号	氏名	取締役就任年	現在の当社における地位及び担当	当事業年度の取締役会出席状況
1	新任候補者	—		—
	社外取締役候補者			
	独立役員候補者			
青木 美保				
2	再任候補者	2017年	社外取締役	監査委員 16回中16回 報酬委員 8回中8回
	社外取締役候補者			
	独立役員候補者			
泉本 小夜子			14回中14回	
3	再任候補者	2014年	社外取締役	指名委員長 7回中7回 報酬委員長 8回中8回
	社外取締役候補者			
	独立役員候補者			
浦野 光人			14回中14回	
4	新任候補者	—		—
	社外取締役候補者			
	独立役員候補者			
西島 剛志				
5	再任候補者	2016年	社外取締役	指名委員 7回中7回 監査委員 16回中16回
	社外取締役候補者			
	独立役員候補者			
總山 哲			14回中14回	
6	再任候補者	2015年	社外取締役	監査委員長 16回中16回
	社外取締役候補者			
	独立役員候補者			
丸田 宏			14回中14回	
7	新任候補者	—		—
	社外取締役候補者			
	独立役員候補者			
渡邊 肇				
8	再任候補者	2016年	代表執行役 執行役副社長 兼 取締役	14回中14回
	神宮 司 孝			
9	再任候補者	2013年	代表執行役 執行役社長 兼 取締役	指名委員 7回中7回 報酬委員 8回中8回
	中谷 康夫			

※担当委員会を示す色枠について、上半分は担当委員・委員長別の、下半分は当事業年度の委員会出席状況を示しております。



新任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

1. 青木 美保 (1961年4月12日生)

所有する当社株式の数 0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社
- 1987年 8月 ソロモン・ブラザーズ・インク(ニューヨーク本社) 入社
- 1990年 1月 ファイザー・インク 経営戦略室マネージャー
- 1995年 9月 エスティ・ローダー・グループ・オブ・カンパニーズ株式会社 社長室長
- 2001年 6月 デロイト トーマツ コンサルティング株式会社
(現 アビームコンサルティング株式会社) 執行役員
- 2005年 7月 エスケル・ジャパン・リミテッド株式会社 代表取締役
- 2008年 3月 日本アムウェイ合同会社 副社長
- 2017年 4月 昭和女子大学 生活科学部 食安全マネジメント学科 非常勤講師
- 2019年 4月 昭和女子大学 生活科学部 食安全マネジメント学科 特命准教授
- 2020年 4月 昭和女子大学 生活科学部 食安全マネジメント学科 准教授 現在に至る

【社外取締役候補者とした理由】

青木美保氏は、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社(現アビームコンサルティング株式会社)の執行役員等を歴任し、会社経営の経験が豊富であります。また、現在は大学の准教授として活躍されており、その知識と経験を活かし当社の持続的な企業価値の向上に資するための経営の監督に相応しい者であると判断したため、同氏を社外取締役候補者といたしました。

【候補者と当社間の特別利害関係について】

当社と青木美保氏との間に特別の利害関係はありません。

【独立性について】

青木美保氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【責任限定契約について】

青木美保氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間に社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害責任限度額は法令で定める最低限度額となります。



再任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

2. 泉本 小夜子 (1953年7月8日生)

所有する当社株式の数 0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1976年 3月 等松・青木監査法人
(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
- 1995年 7月 監査法人トーマツ パートナー
- 2001年 7月 日本公認会計士協会 本部理事
- 2007年 1月 金融庁企業会計審議会 委員
- 2008年 3月 企業会計基準委員会 退職給付専門委員
- 2010年 7月 日本公認会計士協会 本部常務理事
- 2015年 1月 総務省情報通信審議会 委員 現在に至る
- 2016年 7月 有限責任監査法人トーマツ退所
泉本公認会計士事務所開設 現在に至る
- 2017年 4月 総務省情報公開・個人情報保護審査会 委員 現在に至る
- 2017年 5月 フロイント産業株式会社 社外監査役 現在に至る
- 2017年 6月 第一三共株式会社 社外監査役 現在に至る
当社 社外取締役 現在に至る

【社外取締役候補者とした理由】

泉本小夜子氏は、監査法人で長年企業会計に携わっており、また、数多くの公職を歴任しております。業務執行の監査・監督を中心にその知識と経験を活かし当社の持続的な企業価値の向上に資するための経営の監督に相応しい者であると判断したため、同氏を引き続き社外取締役候補者としていたしました。

【候補者と当社間の特別利害関係について】

当社と泉本小夜子氏との間に特別の利害関係はありません。

【独立性について】

泉本小夜子氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【責任限定契約について】

当社は、泉本小夜子氏との間に社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める株式会社が生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害責任限度額は法令で定める最低限度額となります。同氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

【取締役在任期間】

本総会終結の時をもって3年になります。

【取締役会出席回数】

14回/14回



再任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

3. 浦野 光人 (1948年3月20日生) 所有する当社株式の数 3,000株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | |
|----------|---|
| 1971年 4月 | 日本冷蔵株式会社 (現 株式会社ニチレイ) 入社 |
| 1995年 4月 | 同社 低温物流企画部長 |
| 1999年 6月 | 同社 取締役 経営企画部長 |
| 2001年 6月 | 同社 代表取締役社長 |
| 2005年 1月 | 株式会社ニチレイフーズ 代表取締役社長 |
| 2007年 4月 | 同社 取締役会長 |
| 2007年 6月 | 株式会社ニチレイ 代表取締役会長 |
| 2011年 6月 | 横河電機株式会社 社外取締役 |
| 2013年 6月 | 株式会社ニチレイ 相談役
株式会社りそなホールディングス 社外取締役 現在に至る
HOYA株式会社 社外取締役 現在に至る |
| 2014年 6月 | 当社 社外取締役 現在に至る |

【社外取締役候補者とした理由】

浦野光人氏は、製造業及び物流業の経営者として経営の効率化に取り組んでこられ、また、数多くの企業の社外役員を歴任するなど、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通しております。当社の持続的な企業価値の向上に資するための経営の監督に相応しい者であると判断したため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

【候補者と当社間の特別利害関係について】

当社と浦野光人氏との間に特別の利害関係はありません。

【独立性について】

浦野光人氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【責任限定契約について】

当社は、浦野光人氏との間に社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める株式会社が生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害責任限度額は法令で定める最低限度額となります。同氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

【取締役在任期間】

本総会終結の時をもって6年になります。

【取締役会出席回数】

14回/14回



新任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

4. ^{にしじま} ^{たかし} 西島 剛志 (1957年8月12日生)

所有する当社株式の数 0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 株式会社北辰電機製作所（現 横河電機株式会社）入社
- 2008年10月 同社 執行役員 IA事業部プロダクト事業センター長
- 2010年 4月 横河メータ&インスツルメンツ株式会社（現 横河計測株式会社）
代表取締役社長
- 2011年 6月 横河電機株式会社 取締役
横河メータ&インスツルメンツ株式会社（現 横河計測株式会社）
代表取締役社長
- 2012年 4月 横河電機株式会社 取締役常務執行役員 IAプラットフォーム事業本
部長
- 2013年 4月 同社 代表取締役社長
- 2019年 4月 同社 代表取締役会長 現在に至る

【社外取締役候補者とした理由】

西島剛志氏は、横河電機株式会社の社長等を歴任し、現在は同社の会長として活躍されており、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通しております。当社の持続的な企業価値の向上に資するための経営の監督に相応しい者であると判断したため、同氏を社外取締役候補者いたしました。

【候補者と当社間の特別利害関係について】

当社と西島剛志氏との間に特別の利害関係はありません。

【独立性について】

西島剛志氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【責任限定契約について】

西島剛志氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間に社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害責任限度額は法令で定める最低限度額となります。



再任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

5. 総山 哲 (1952年6月21日生)

所有する当社株式の数 0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	検事任官 (東京地方検察庁検事)
2005年 4月	名古屋高等検察庁 刑事部長
2006年 8月	東京高等検察庁 公安部長
2008年 1月	最高検察庁 検事
2008年10月	佐賀地方検察庁 検事正
2010年 1月	長野地方検察庁 検事正
2010年10月	福岡地方検察庁 検事正
2012年 8月	第一東京弁護士会弁護士登録、大谷法律事務所入所
2013年 1月	東京エクセル法律事務所開設 パートナー
2014年 4月	公益財団法人日本サッカー協会 不服申立委員会 委員長 現在に至る
2014年12月	総山法律事務所開設 現在に至る
2016年 6月	当社 社外取締役 現在に至る

【社外取締役候補者とした理由】

総山哲氏は、検事としての経験を有し、弁護士として活躍されており、法律・コンプライアンスに関する専門的な見識と豊富な経験を有しております。その知識と経験を活かし当社の持続的な企業価値の向上に資するための経営の監督に相応しい者であると判断したため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

【候補者と当社間の特別利害関係について】

当社と総山哲氏との間に特別の利害関係はありません。

【独立性について】

総山哲氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【責任限定契約について】

当社は、総山哲氏との間に社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害責任限度額は法令で定める最低限度額となります。同氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

【取締役在任期間】

本総会終結の時をもって4年になります。

【取締役会出席回数】

14回/14回



再任候補者

社外取締役候補者

6. 丸田 宏 (1953年8月19日生)

所有する当社株式の数 0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1978年 4月 株式会社日立製作所入社
- 1999年 4月 同社 財務部副部長
- 1999年 8月 日立投資顧問株式会社 代表取締役社長
- 2004年 6月 Hitachi America, Ltd. Senior Vice President and Chief Financial Officer
- 2004年10月 Hitachi America, Ltd. Executive Vice President and Chief Financial Officer
- 2009年10月 株式会社日立プラントテクノロジー 財務部長
- 2011年 4月 同社 取締役 常務執行役員 経営戦略、グループ戦略、財務担当
- 2012年 4月 同社 取締役 専務執行役員 経営戦略、グループ戦略、財務、Hitachi Smart Transformation Project担当
- 2012年 6月 同社 代表取締役 専務執行役員
- 2013年 4月 株式会社日立製作所 インフラシステム社 財務統括本部長
- 2014年 4月 同社 インフラシステムグループ CFO
- 2015年 6月 当社 社外取締役 現在に至る

【社外取締役候補者とした理由】

丸田宏氏は、財務・会計に関する深い知見を有しており、海外での勤務経験も豊富であります。その知識と経験を活かし当社の持続的な企業価値の向上に資するための経営の監督に相応しい者であると判断したため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

【候補者と当社間の特別利害関係について】

当社と丸田宏氏との間に特別の利害関係はありません。

【候補者と当社の特定期限事業者との関係】

丸田宏氏は、当社の特定期限事業者である株式会社日立製作所の業務執行者となったことがあります。

【責任限定契約について】

当社は、丸田宏氏との間に社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害責任限度額は法令で定める最低限度額となります。同氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

【取締役在任期間】

本総会終結の時をもって5年になります。

【取締役会出席回数】

14回/14回



新任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

7. わたなべ はじめ 渡邊 肇 (1959年7月28日生)

所有する当社株式の数 0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4月 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所
- 1994年 9月 米国イリノイ州外国法事務弁護士登録
- 1995年 5月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 2007年 4月 末吉綜合法律事務所（現 潮見坂綜合法律事務所）開設 現在に至る
- 2007年 6月 星光PMC株式会社 社外監査役
- 2009年 6月 フリュー株式会社 社外監査役
- 2013年 6月 明治ホールディングス株式会社 社外監査役 現在に至る

【社外取締役候補者とした理由】

渡邊肇氏は、弁護士として活躍されており、国際取引法に関する専門的な見識と豊富な経験を有しております。その知識と経験を活かし当社の持続的な企業価値の向上に資するための経営の監督に相応しい者であると判断したため、同氏を社外取締役候補者としたしました。

【候補者と当社間の特別利害関係について】

当社と渡邊肇氏との間に特別の利害関係はありません。

【独立性について】

渡邊肇氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【責任限定契約について】

渡邊肇氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間に社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害責任限度額は法令で定める最低限度額となります。



再任候補者

8. 神宮司 孝 (1955年10月13日生) 所有する当社株式の数 3,000株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年 4月 当社 入社
- 2001年 2月 当社 首都圏第一営業本部 総務部長
- 2006年 4月 当社 首都圏第一営業本部 副本部長
- 2008年 4月 当社 執行役 アジア代表
日立トランスポートシステム（アジア）社長
- 2011年 4月 当社 執行役常務
- 2013年 4月 当社 執行役専務
- 2014年 4月 当社 グローバル経営戦略本部長
- 2015年 6月 株式会社日立物流バンテックフォワーディング 代表取締役社長
- 2016年 4月 当社 海外事業統括本部長
- 2016年 6月 当社 取締役 現在に至る
- 2019年 3月 株式会社エーアイテイー 取締役 現在に至る
- 2019年 4月 当社 代表執行役 執行役副社長 兼 取締役 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

神宮司孝氏は、入社以来、人事・労務、営業、事業戦略、海外事業に携わる等、豊富な業務経験を有し、現在、代表執行役執行役副社長兼取締役の職を執っております。その幅広い職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といいたしました。

【候補者と当社間の特別利害関係について】

当社と神宮司孝氏との間に特別の利害関係はありません。

【取締役在任期間】

本総会終結の時をもって4年になります。

【取締役会出席回数】

14回／14回



再任候補者

9. なかに やすお 中谷 康夫 (1955年11月12日生) 所有する当社株式の数 6,000株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1978年 4月 当社 入社
- 1999年 2月 当社 国際営業本部員 (但し、日立トランスポートシステム (アメリカ) 出向)
- 2003年10月 当社 国際営業本部営業第二部長
- 2004年10月 当社 国際営業本部営業第一部長
- 2005年 4月 当社 国際営業本部副本部長
- 2006年 4月 当社 執行役 国際営業本部長
- 2007年 4月 当社 海外事業統括本部長 兼 グローバル営業開発本部副本部長
- 2008年 4月 当社 北米代表
日立トランスポートシステム (アメリカ) 社長
- 2010年 4月 当社 執行役常務
- 2012年 4月 当社 執行役専務 グローバル経営戦略室長 兼 AEO・輸出管理本部長
- 2012年 7月 当社 UC推進本部副本部長
- 2013年 4月 当社 代表執行役 執行役副社長
- 2013年 6月 当社 代表執行役 執行役社長 兼 取締役 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

中谷康夫氏は、2013年6月に当社代表執行役執行役社長兼取締役に就任以来、企業価値向上をめざし強いリーダーシップを発揮し、業績を向上させた実績があります。当社がグローバルな事業経営を推進し持続的な企業価値の向上をめざすにあたり適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

【候補者と当社間の特別利害関係について】

当社と中谷康夫氏との間に特別の利害関係はありません。

【取締役在任期間】

本総会終結の時をもって7年になります。

【取締役会出席回数】

14回/14回

【ご参考】 社外取締役の独立性基準

以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断します。

- ① 当社の前事業年度末の発行済株式総数の10%以上（間接保有分を含む）を保有する企業、団体の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人及びそれに準じる者（以下総称して「会社関係者」という）又は最近5年間において会社関係者だった者
- ② ①の企業、団体の子会社の会社関係者
- ③ 当社が前事業年度末の発行済株式総数の10%以上（間接保有分を含む）を保有する企業、団体の会社関係者
- ④ 当社の前連結会計年度売上収益の2%以上を占める会社の会社関係者、又は最近5年間において会社関係者だった者
- ⑤ 取引先の前事業年度連結売上高の2%以上を当社並びに連結子会社が占める会社の会社関係者、又は最近5年間において会社関係者だった者
- ⑥ 当社の連結総資産の2%以上の金額の借入先金融機関の会社関係者、又は最近5年間において会社関係者だった者
- ⑦ 当社から役員報酬以外に、過去5年間において、年間1,000万円以上（複数の事業年度に係る場合は対象事業年度平均）の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家或いは法律専門家である者
- ⑧ 当社から前事業年度に年間1,000万円以上の寄付金、協力金等を受領した者或いは受領した団体に所属する者
- ⑨ 当社又は連結子会社から取締役、監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは連結子会社の会社関係者
- ⑩ 上記①から⑨のいずれかに掲げる者（役員等の重要な役職者でない者を除く）の配偶者又は二親等内の親族
- ⑪ 当社又は連結子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、又は支配人その使用人（以下「業務執行者」という）、又は過去10年以内に業務執行者であった者、及び当社又は連結子会社の会社関係者の配偶者又は二親等内の親族

以 上

【ご参考】2020年度の当社役員報酬制度改訂について

2020年5月22日に開催された報酬委員会において、執行役について中長期的視点から業績や企業価値を意識した経営をより一層の促進することを目的として、本招集通知35ページ記載の報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針の一部を以下のとおり改訂致しました。(下線部が改訂箇所)。

執行役の報酬等（改訂後）

執行役の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬(年次賞与及び株式報酬)で構成されております。

- ・基本報酬は、原則として役位毎の役割と職責を考慮した役位別金額とします。
- ・年次賞与は、年収の概ね2割から3割となる水準で基準額を定め、売上収益・調整後営業利益を指標とし対計画比・対前期比の評価及び担当業務における成果に応じ報酬委員会での審議により決定します。
- ・株式報酬は、2020年度より導入し、執行役の報酬等と当社の業績及び株式価値との連動制をより明確にし、執行役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としています。連続する3事業年度を評価期間とし、役位毎に定められる基準額を信託内の評価期間開始前の当社株価（3月の各日終値の平均）で除して算定される基準ポイントとして付与し、評価期間終了後に業績評価を反映した株式交付率を基準ポイントに乗じた当社の普通株式を給付します。なお、普通株式の給付にあたり、普通株式のうち、約50%は、納税資金確保のために株式市場において売却の上、その売却代金を給付します。なお、執行役のうち国内非居住者に対しては、当社株式に代わり、金銭が交付されます。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、地政学的な緊張の高まりや米国とその貿易相手国における経済摩擦の深刻化などの下振れリスクを含みながら推移しておりましたが、年度末に、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、経済活動が抑制され、足下で急速に景気が減速しました。また物流業界は、労働力不足やEC市場の拡大等を背景に、荷主企業における物流機能の見直しの動きや、業界の垣根を超えた物流領域への新規参入等により、競争環境はさらに厳しさを増しております。

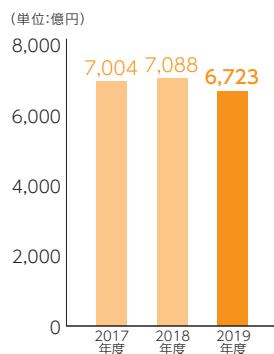
このような状況の中、当連結会計年度における当社グループの売上収益は6,722億86百万円（前期比5%減）、調整後営業利益は334億83百万円（前期比7%増）、EBIT（※1）は396億7百万円（前期比9%増）、親会社株主に帰属する当期利益は216億14百万円（前期比5%減）となりました。

※1. Earnings Before Interest and Taxesの略で、「EBIT=税引前当期利益-受取利息+支払利息」により算出しています。

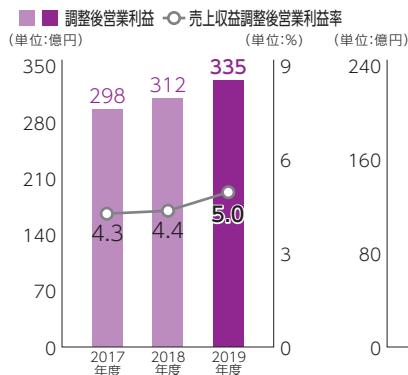
(ご参考)

業績の推移 (IFRS)

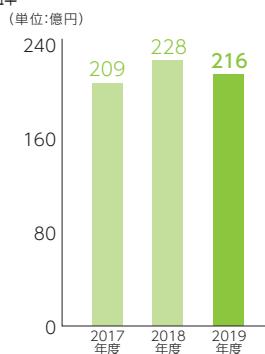
売上収益



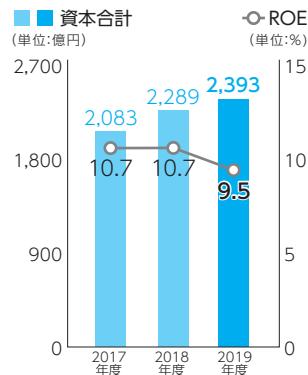
調整後営業利益・ 売上収益調整後営業利益率



親会社株主に帰属する 当期利益



資本合計・ROE



セグメント別の状況は以下のとおりとなります。

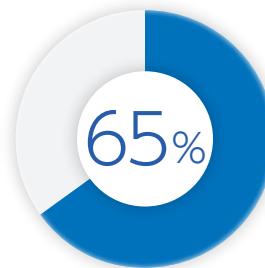
【国内物流】

国内物流の売上収益は、自動車関連顧客の取り扱いが減少したものの、新規立ち上げ案件の寄与等により、前期に比べ1%増加し、4,353億11百万円となりました。

セグメント利益は、増収影響のほか、生産性改善効果とIFRS第16号「リース」の適用等により、前期に比べ18%増加し、260億63百万円となりました。



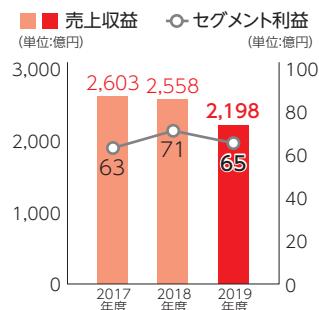
売上収益構成比



【国際物流】

国際物流の売上収益は、フォワーディング事業の取り扱い減少（日新運輸株式会社の非連結化影響含む）や為替影響等により、前期に比べ14%減少し、2,197億61百万円となりました。

セグメント利益は、減収影響のほか、フォワーディング事業でのリスクを織り込んだことや新型コロナウイルス感染症による影響などにより、前期に比べ9%減少し、65億2百万円となりました。



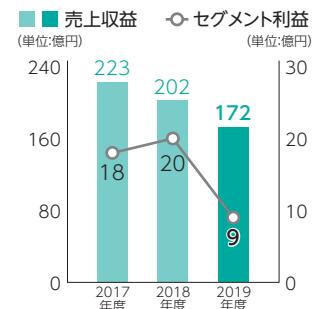
売上収益構成比



【その他(物流周辺事業等)】

その他の売上収益は、株式会社日立トラベルビューロー(現 株式会社HTB-BCDトラベル)の非連結化影響等により、前期に比べ15%減少し、172億14百万円となりました。

セグメント利益は、減収影響等により、前期に比べ54%減少し、9億18百万円となりました。



売上収益構成比



●上記グラフはご参考

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、保護主義・貿易摩擦の影響や地政学的リスク、世界的な感染症拡大や自然災害等の影響下にあります。特に物流業界においては、労働力不足やEC市場拡大等の環境下、業界の垣根を超えた競争激化により、経営環境は厳しさを増しています。また、「IoT」「AI（人工知能）」「ロボティクス」「フィンテック」「シェアリングエコノミー」といった技術の進化・社会の変化に加えて、デジタル化の進展によりサプライチェーンの構造が大きく変容しています。

【基本方針】

当社グループは、ブランドスローガン「未知に挑む。」とビジネスコンセプト「LOGISTEED」※1を掲げ、機能としての物流強化（スマートロジスティクス※2）を中核としながらも、事業・業界を超えた協創領域の拡大を図り、ロジスティクスの領域を超えた新たなイノベーションを創出し、エコシステム(経済圏)※3の形成・拡大を図ります。

2019年度から2021年度(自2019年4月1日 至2022年3月31日)を対象とした中期経営計画(LOGISTEED2021)では、当社グループおよび協創パートナーも含めたデジタルイノベーションにより形成されたプラットフォームを、同業他社も含めたシェアリングエコノミーの拠点とし、さらなるオープンな協創を加速することで、物流領域を基点/起点としたサプライチェーンを実現します。

当社グループは最も選ばれるソリューションプロバイダに向けて、「LOGISTEED」が掲げる姿へと変化・進化を遂げ、新たな存在価値を確固たるものとするとともに、さらなる企業価値の向上をめざします。

※1.LOGISTICSと、Exceed、Proceed、Succeed、そしてSpeedを融合した言葉であり、ロジスティクスを超えてビジネスを新しい領域に導いていく意思が込められています。

※2.お客様の多様な物流ニーズにワンストップでお応えし、ロジスティクスのスマート化を実現するソリューションをいいます。

※3.複数の企業等がパートナーシップを組み、それぞれの強みを生かしながら業界・業種を超えて有機的に結びつき、循環しながら広く共存共栄していく仕組みです。

【重点施策】

①**強固なコア領域（スマートロジスティクス領域）構築のためのM&Aも含めたポートフォリオ戦略の実行**

②**コア領域を強化するとともにさらなる領域拡大へとつなげる協創戦略の実行**

- (a) SGホールディングス株式会社との協創によるコア領域強化と対象領域の拡大
- (b) 株式会社近鉄エクスプレス・株式会社エーアイティーとの協創を通じたフォワーディング事業における領域シフト（コアからエッジへ）
- (c) 日立キャピタル株式会社との協創による「金流」「商流」「情流」「物流」の融合ソリューション創出

③物流領域を基点/起点としたサプライチェーンのデザイン

- (a) コア領域における「デジタルトランスフォーメーション×実業」の具現化
 - ・スマートロジスティクス新技術開発と現場への実装加速
- (b) 協創パートナーも含めたデジタルイゼーションによる「物流現場力×プラットフォーム」の拡大
 - ・安全安心のプラットフォーム (SSCV : Smart & Safety Connected Vehicle)
 - ・拡大するEC事業でのプラットフォーム (ECPF : EC業界向けプラットフォーム)
 - ・サプライチェーンマネジメントの可視化・最適化 (SCDOS : Supply Chain Design & Optimization Services) によるソリューション提供
 - ・産業別プラットフォーム、地域別プラットフォーム展開
 - ・これらを支えるデジタルプラットフォーム構築に向けた協創

④次世代につなぐオペレーションオリジン（現場主義）とその継承

- (a) 地域事業会社主導による強固な地域自律運営基盤の確立
- (b) 「ダイバーシティ&インクルージョン」「働き方改革」「全員教育」等の施策を通じた“人財の確保・定着・育成”
- (c) 全社ボトムアップ施策を通じた、わたくしごと化の推進 (VC21活動 : Value Change & Creation 2021年度)

⑤環境・社会・ガバナンスと企業倫理を意識した行動

- (a) 企業価値の向上・持続的な成長を実現するためのリスクマネジメントの遂行
- (b) SDGsへの取り組み (注力分野)
 - 「次世代の産業やくらしの追求」「労働安全と生産性の向上」
 - 「高い品質とレジリエンスの強化」「低炭素な事業プロセスの実現」
- (c) 「基本と正道」の徹底 (コンプライアンス・ガバナンス強化)
- (d) 「物流品質」「情報セキュリティ」「AEO (Authorized Economic Operator)・輸出管理」
「グリーンロジスティクス」等の強化推進
- (e) 「安全第一 (Safety First)」をスローガンとした、予防保全への取り組み推進

(ご参考)

2020年度の取り組み

VUCA^{※1}時代における次世代ロジスティクス

最先端のデジタルテクノロジーでEnd to Endの全てを繋げ、「ロジスティクス」が革新的・サステナブルな新たな価値を創る。それが日立物流の次世代ロジスティクス。

シェアリング・従量課金

- 使った分だけお支払い
- 事業の素早い立ち上げをサポート



シェアリング

お客様のSC可視化

- 地域の最適在庫配置
- サプライチェーンのレジリエンス強化



SCDOS^{※2}

ドライバー・輸送会社を守る

- 事故から未然に守るためのテクノロジー
- エコドライブ技術・配車マッチングの向上



SSCV^{※3}

IoT
×
DX

ロボティクス・群管理

- 地域のヒトと機械のコラボレーション
- 後工程を待たせないためのバックキャストオペレーション



SSCV
Smart & Safety Connected Vehicle



バス
コントロール



物流は新

LOGIS

デジタルプラ

安全・品質

SC最適化

BI
DA

異常

※1. VUCA : Volatility (変動)、Uncertainty (不確実)、Complexity (複雑)、Ambiguity(曖昧)の略

※2. SCDOS : [Supply Chain Design & Optimization Services]の略であり、お客様のサプライチェーン上のデータを一元管理・可視化するサー

※3. SSCV : [Smart & Safety Connected Vehicle]の略であり、事故ゼロ社会の実現をめざす「SSCV-Safety」、輸送業界全体の効率化をめざす

ステークホルダーとの
対話や協創を通じた
持続的な価値創出

HITACHI
Inspire the Next



日立物流
Hitachi Transport System



KDDI

価値創出



お客様



従業員



ビジネス
パートナー



株主・投資家



行政



地域社会

※ 当社グループは、(株)日立製作所のAGV等のロボティクスを活用し、KDDI(株)と5Gを活用した物流の高度化に向け取り組んでおります。

領域へ
TEED

プラットフォーム



生産性

BCP対応

検知

5G
×
AI

KDDI



巡回
ドローン



スマート
ウォッチ



顔認証



サーマル
カメラ



VR



ホログラム

安全・安心な職場環境

- 働く人を見守り危険を知らせる環境
- だれでも活躍できる職場づくり

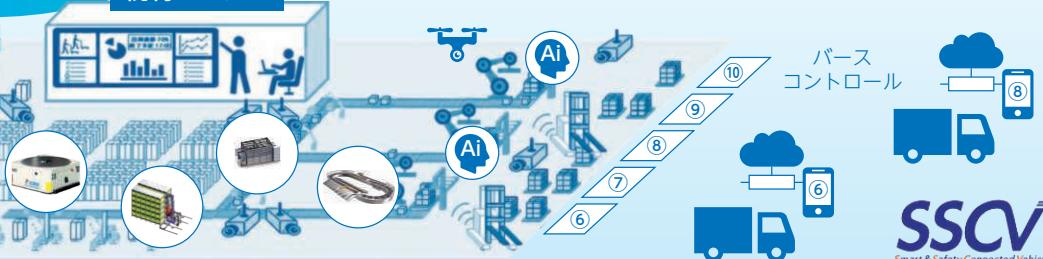
非接触型の運営管理

- ストレスフリーな体調、衛生管理
- 確実な個人認証・防犯・セキュリティ

バーチャルリアリティ教育

- 危険を体感し、効果的に教育
- 直感的・視覚的なマニュアル配信

統制センター



パス
コントロール

Robotics

HITACHI
Inspire the Next

SSCV
Smart & Safety Connected Vehicle

ビス

「SSCV-Smart」、整備作業の効率化、コスト削減をめざす「SSCV-Vehicle」の3つのソリューションで構成された輸送デジタルプラットフォーム

(3) 設備投資の状況

3PL事業を中心に競争力強化を図るため、物流センター機能・輸送能力の拡充等を目的として、土地・建物・物流設備・車両等に対する設備投資を実施しております。設備投資においては、戦略的投資方針に従って、実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は322億42百万円となり、その主なものは次のとおりです。

当連結会計年度中に取得・完成した主要設備

- ・つくば物流センター増床（茨城県 つくば市）
- ・車両投資等（アメリカ インディアナ州、他）

(4) 資金調達の状況

当面の事業遂行に必要な手元運転資金を確保したうえ、大口の資金需要等に際しては、必要に応じ資金調達を実施しております。

なお、当連結会計年度中には社債及び新株式の発行並びに多額の借入による資金調達は行っておりません。

(5) 重要な企業再編等の状況

2019年7月1日に株式会社日立トラベルビューローの株式70%をBCD Travel Asia B.V.に譲渡しました。コア事業強化のため、ビジネストラベルマネジメント事業を譲渡したものです。

2019年8月1日に日立オートモティブシステムズ株式会社から同社子会社のパレネット株式会社の株式70%を取得(当社子会社バンテック保有15%と合計し、グループで85%保有)し子会社化いたしました。コア事業である物流現場にてニーズの高まっているパレットレンタル事業について、今後の事業拡大を見込み持続的な成長戦略維持のため、子会社化いたしました。

(6) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	国際財務報告基準 (IFRS)			
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)
売上収益	665,377	700,391	708,831	672,286
調整後営業利益	29,466	29,803	31,192	33,483
営業利益	28,207	29,266	30,353	34,356
親会社株主に帰属する当期利益	18,703	20,916	22,786	21,614
基本的1株当たり親会社株主に帰属する当期利益 (円)	167.66	187.50	204.27	193.76
総資産	549,924	564,903	612,535	879,144
親会社株主持分	187,482	204,328	222,346	232,861

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社は、子会社と緊密な連携のもと、総合的な物流サービス等を提供し、グループとして経営基盤の強化に努めています。

当社の連結子会社は81社で、主なものは次のとおりです。

(2020年3月31日現在)

会 社 名	所在地	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主な事業内容
日立物流ダイレックス株式会社	北海道札幌市	100	95	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
株式会社日立物流東日本	茨城県日立市	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
株式会社日立物流首都圏	千葉県柏市	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
株式会社日立物流関東	埼玉県さいたま市	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
株式会社日立物流南関東	神奈川県横浜市	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
株式会社日立物流中部	愛知県名古屋	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業

会社名	所在地	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主な事業内容
株式会社日立物流西日本	大阪府大阪市	200	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
株式会社日立物流九州	福岡県糟屋郡	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
日立物流コラボネクスト株式会社	東京都江東区	255	90	貨物利用運送事業、倉庫業
日立物流ファインネクスト株式会社	東京都中央区	300	90	貨物利用運送事業、倉庫業
株式会社バンテック	神奈川県横浜市	3,874	100	貨物自動車運送事業、倉庫業
株式会社日立物流バンテックフォワーディング	東京都中央区	1,000	100	港湾運送業、通関業、航空運送代理店業
日立物流ソフトウェア株式会社	東京都江東区	210	75	情報システムの開発・設計
株式会社日立オートサービス	東京都台東区	100	60	自動車整備・販売業、不動産等の賃貸
パレネット株式会社	神奈川県横浜市	200	85	荷役用資材・器材の開発、製造、販売及び賃貸業
VANTEC HITACHI TRANSPORT SYSTEM (USA), INC.	アメリカ・トーランス	千米ドル 3,500	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、通関業
J.P. Holding Company, Inc.	アメリカ・アンダーソン	千米ドル 56,252	88	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業
James J. Boyle & Co.	アメリカ・サンフランシスコ	千米ドル 3,359	96	フォワーディング事業
日立トランスポートシステム (ヨーロッパ)	オランダ・ワーデンブルグ	千ユーロ 9,441	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、通関業
ESA s. r. o.	チェコ・クラドノ	千チェココルナ 293	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
Mars Logistics Group Inc.	トルコ・イスタンブール	千トルコリラ 1,500	80	陸上輸送事業、フォワーディング事業
日立物流萬特可 (香港) 有限公司	中国・香港	千香港ドル 122,900	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、通関業
日立物流 (中国) 有限公司	中国・上海市	千米ドル 7,500	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、通関業
日立トランスポートシステム (アジア)	シンガポール	千シンガポールドル 94,100	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、通関業
Flyjac Logistics Pvt. Ltd.	インド・ムンバイ	千インドルピー 600	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、通関業

- (注) 1. 議決権比率は間接保有を含んでおります。
2. 当事業年度末現在において、特定完全子会社はございません。
3. 日立オートモティブシステムズ株式会社より同社の子会社であるパレネット株式会社の株式を取得し、連結子会社といたしました。

(8) 主な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業	事業内容
国内物流	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3PL事業〔国内〕 (物流システム構築、情報管理、在庫管理、受発注管理、流通加工、物流センター運営、工場構内物流作業、輸配送など物流業務の包括的受託) ■ 一般貨物・重量品・美術品などの輸送・搬入・据付作業 ■ 工場・事務所などの大型移転作業 ■ 倉庫業、トランクルームサービス ■ 産業廃棄物の収集・運搬業
国際物流	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3PL事業〔国際〕 (通関手続、陸上・海上・航空の輸送手段を利用した国際一貫輸送など物流業務の包括的受託) ■ 海外現地物流業務 ■ 航空運送代理店業
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物流コンサルティング業 ■ 情報システムの開発・設計業務 ■ 情報処理の受託業務 ■ コンピューターの販売業務 ■ 旅行代理店業務 ■ 自動車の整備・販売・賃貸業務 ■ 不動産賃貸業 ■ 自動車教習事業 等

(9) 主な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社の主な事業所

本社		東京都中央区
営業統括本部	営業開発本部	東京都中央区
	重量機工本部	東京都中央区
	ロジスティクスソリューション開発本部	東京都中央区
	IT戦略本部	東京都中央区
東日本統括本部	東日本営業本部	東京都中央区
	首都圏営業本部	東京都中央区
西日本統括本部	中部営業本部	愛知県名古屋市
	西日本営業本部	大阪府大阪市

② 子会社の主な事業所

主要な子会社及びその所在地は、「(7)重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(10) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

	従業員数	前期末比増減
連結従業員	23,837名	302名減

(注) アルバイト・パート・シニア社員を含む人員数は、37,506名（前期末比641名減）です。

(11) 主な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行（シンジケートローン）	527億円
株式会社三菱UFJ銀行（シンジケートローン）	473億円

2. 会社の株式に関する事項

(2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 292,000,000株

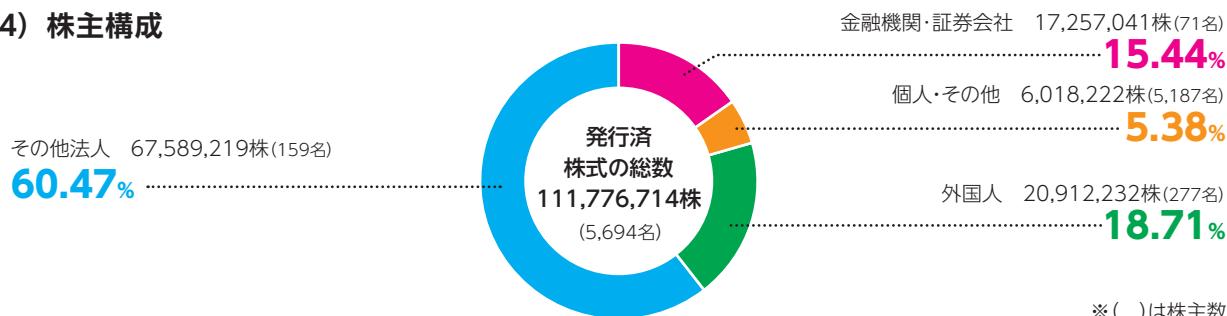
(2) 発行済株式の総数 111,776,714株(自己株式を含む。) (資本金 16,802,892,578円)
(単元株式数 100株)

(3) 上位10位の株主

株主名	持株数	所有比率
株式会社日立製作所	33,471千株	30.01%
SGホールディングス株式会社	32,349	29.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,582	3.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,043	2.73
全国共済農業協同組合連合会	2,733	2.45
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー510312	2,364	2.12
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー510311	2,015	1.81
MSIP CLIENT SECURITIES	1,536	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,384	1.24
日立物流社員持株会	1,310	1.17

(注) 所有比率は、自己株式(227,790株)を除いて計算しております。

(4) 株主構成



3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の状況（2020年3月31日現在）

①取締役

役位	氏名	担当(委員会)	主な職業及び重要な兼職の状況
取締役	泉本小夜子	報酬委員会 監査委員	公認会計士 フロイント産業(株) 社外監査役 第一三共(株) 社外監査役
取締役	浦野光人	指名委員長 報酬委員長	HOYA(株) 社外取締役 (株)りそなホールディングス 社外取締役
取締役	田中幸二	—	(株)日立製作所 アドバイザー
取締役	總山哲	指名委員会 監査委員	弁護士
取締役	馬越恵美子	指名委員	桜美林大学 副学長・教授 アクサ・ホールディングス・ジャパン(株) 取締役
取締役	丸田宏	監査委員長	—
取締役	神宮司孝	—	(株)エーアイティイー 取締役
取締役	中谷康夫	指名委員会 報酬委員	—

- (注) 1. 取締役泉本小夜子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 2. 取締役泉本小夜子、浦野光人、田中幸二、總山哲、馬越恵美子及び丸田宏の6氏は、社外取締役であります。
 3. 取締役馬越恵美子氏の戸籍上の氏名は山本恵美子です。
 4. 取締役丸田宏氏は、他の会社でCFOや財務統括本部長等を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 当社は、取締役泉本小夜子、浦野光人、總山哲及び馬越恵美子の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 監査委員会は、監査委員会の監査の実効性を確保するために、常勤監査委員1名を選定しております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第22条の規定に基づき、非業務執行取締役泉本小夜子、浦野光人、田中幸二、總山哲、馬越恵美子、丸田宏の6氏との間で、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結しております。その内容の概要は、これら取締役の責任を、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度とするものです。

③執行役

役位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役 執行役社長	*中谷 康夫	統括
代表執行役 執行役副社長	*神宮司 孝	経営戦略、海外事業統括、フォワーディング事業、営業統括、 (株)日立物流バンテックフォワーディング代表取締役社長、 (株)エーアイティイー取締役
執行役専務	飯田 邦夫	国内事業、安全品質管理
執行役専務	佐藤 清輝	経営戦略、協創
執行役専務	林 伸和	財務 (CFO)、デジタルトランスフォーメーション担当
執行役常務	飯野 一郎	海外事業、AEO・輸出管理
執行役常務	萩原 靖	人事総務、監査、情報セキュリティ、働き方改革担当
執行役常務	畠山 和久	国内事業、(株)日立物流南関東代表取締役社長
執行役常務	藤谷 寛幹	マーケティング・営業、ロジスティクスソリューション、 プロジェクトマネジメント
執行役	黒梅 裕一	重量機工、経営戦略
執行役	坂口 和久	国内事業
執行役	高木 宏明	海外事業、日立物流 (中国) 有限公司社長
執行役	長尾 清志	国内事業
執行役	西川 和宏	国内事業、(株)日立物流関東代表取締役社長
執行役	平野 利一郎	海外事業、日立トランスポートシステム (ヨーロッパ) 社長
執行役	本田 仁志	財務
執行役	三村 哲史	マーケティング・営業
執行役	米倉 俊輔	IT、日立物流ソフトウェア(株)代表取締役社長

- (注) 1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
2. 役位毎に五十音順で記載しております。

なお、2020年4月1日をもって、執行役の変更を行いました。新たな執行体制は次のとおりです。

〈新執行体制〉

(2020年4月1日現在)

役 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役 執行役社長	*中 谷 康 夫	統括
代表執行役 執行役副社長	*神宮司 孝	事業全般、人事総務 (株)エーアイテイナー取締役
執行役副社長	津 田 義 孝	IT、ロジスティクスソリューション
執行役専務	飯 田 邦 夫	安全品質管理
執行役専務	佐 藤 清 輝	経営戦略、協創
執行役専務	畠 山 和 久	国内事業、(株)日立物流南関東代表取締役社長
執行役専務	林 伸 和	財務 (CFO)、プロジェクトマネジメント、 デジタルトランスフォーメーション担当
執行役常務	安 部 賢 司	マーケティング・営業
執行役常務	坂 口 和 久	国内事業
執行役常務	長 尾 清 志	マーケティング・営業、ロジスティクスソリューション
執行役常務	荻 原 靖	人事総務、監査、働き方改革担当
執 行 役	黒 梅 裕 一	重量機工、(株)日立物流バンテックフォワードイング代表取締役社長
執 行 役	高 木 宏 明	国内事業
執 行 役	西 川 和 宏	国内事業、経営戦略
執 行 役	平 野 利一郎	海外事業、日立トランスポートシステム (ヨーロッパ) 社長
執 行 役	本 田 仁 志	財務
執 行 役	三 村 哲 史	海外事業、日立物流 (中国) 有限公司社長
執 行 役	米 倉 俊 輔	IT、情報セキュリティ、 日立物流ソフトウェア(株)代表取締役社長

- (注) 1. 執行役常務 飯野一郎、藤谷寛幹の2氏は、2020年3月31日をもって任期満了により退任しました。
 2. 執行役副社長 津田義孝、執行役常務 安部賢司の2氏は、2020年3月31日の当社取締役会決議において新たに選任され、2020年4月1日に就任しました。
 3. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
 4. 役位毎に五十音順で記載しております。

(2) 報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針

①方針の決定の方法

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針を定めています。

②基本方針

他社の支給水準を勘案の上、当社役員に求められる能力及び責任や会社の業績などに見合った役職毎の報酬等の水準を設定します。

③取締役の報酬等

取締役の報酬等は、月俸及び期末手当（常勤者のみ）で構成されております。月俸は、常勤・非常勤の別、役職を反映し、期末手当は、月俸を基準に年収の概ね1割の水準で予め基準額を定め、会社業績を反映して、報酬委員会での審議により決定します。なお、執行役を兼務する取締役に、取締役としての報酬等は支給しません。

当事業年度に係る報酬等については、2018年12月26日に報酬委員会ですらめた取締役等の報酬等の額の決定方針に基づき、2019年6月18日に取締役の個人別の報酬等の内容、2020年5月22日に取締役の個人別の期末手当を、それぞれ報酬委員会ですら議し決定しています。

④執行役の報酬等

執行役の報酬等は、月俸及び業績連動報酬で構成されております。

- ・月俸は、役位に応じた基準額に査定を反映して決定します。
- ・業績連動報酬は、年収の概ね3割から4割となる水準で基準額を定め、売上収益・調整後営業利益を指標とし対計画比・対前期比の評価（※1）及び担当業務における成果に応じ報酬委員会での審議により決定します。時価総額と相関の強い調整後営業利益を指標の一つに設定することにより、株主価値向上に責任を持つことをより明確にしました。

なお、当事業年度に係る報酬等については、2018年12月26日に報酬委員会ですらめた、執行役報酬等の額の決定方針に基づき、2019年3月29日に執行役の個人別の報酬等の内容、2020年5月22日に執行役の個人別の業績連動報酬を、それぞれ報酬委員会ですら議し決定しています。

※1. 2019年度(当初計画) 売上収益：7,000億円（前期比1%減）、調整後営業利益：315億円（前期比1%増）2019年度(実績) 売上収益：6,722億86百万円（前期比5%減）、調整後営業利益：334億83百万円*（前期比7%増）*IFRS第16号「リース」適用の影響額（約30億円）を含む。

(3) 取締役及び執行役の報酬等の額

区分	当事業年度に係る月俸及び期末手当又は業績連動報酬	
	支給人員	支給金額
取締役	6名	88百万円
（うち社外取締役）	(6)	(88)
執行役	18	612
合計	24	700

(注) 取締役の人数には、執行役を兼務する取締役2名を含みません。

(4) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行取締役等及び社外役員等との重要な兼職に関する事項
記載すべき関係はありません。
- ②当社又は当社の特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係
社外取締役6名はいずれも、当社又は当社特定関係事業者の業務執行取締役等重要な地位にある者と三親等以内の親族関係にありません。
- ③当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
泉本小夜子	当事業年度に開催された取締役会14回、監査委員会16回、報酬委員会8回のすべてに出席しました。会計に関する深い知見から、計算書類等の適正性について、適切な助言、提言等の発言を行っています。
浦野光人	当事業年度に開催された取締役会14回、指名委員会7回、報酬委員会8回のすべてに出席しました。企業経営における豊富な経験を踏まえ、経営戦略や事業運営等について、適切な助言、提言等の発言を行っています。
田中幸二	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席しました。企業経営における豊富な経験を踏まえ、経営戦略や事業運営等について、適切な助言、提言等の発言を行っています。
總山哲	当事業年度に開催された取締役会14回、監査委員会16回、指名委員会7回のすべてに出席しました。法律・コンプライアンスに関する深い知見から、コンプライアンス経営の推進について、適切な助言、提言等の発言を行っています。
馬越恵美子	当事業年度に開催された取締役会14回、指名委員会7回のすべてに出席しました。経営学に関する専門知識及び大学教授として得た見識を踏まえ、海外戦略やダイバーシティについて、適切な助言、提言等の発言を行っています。
丸田宏	当事業年度に開催された取締役会14回、監査委員会16回のすべてに出席しました。財務・会計における豊富な経験及び見識をもとに、財務、コンプライアンス等について、適切な助言、提言等の発言を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	135百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	188百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積の算出根拠等の妥当性や適切性を確認し、監査時間及び報酬額等を精査した結果、報酬額等は相当、妥当であることを確認しており、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 対価を支払っている非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、合意された手続業務を委託し対価を支払っております。

(4) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社（「1. 企業集団の現況に関する事項（7）重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載しています。）のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）による監査（会社法又は金融商品取引法〔これらの法律に相当する外国法令を含む〕の規定によるものに限る）を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合、監査委員の全員の同意によって会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人を変更すべきと判断される場合には、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) コーポレート・ガバナンス体制

①基本的な考え方

当社グループでは、経営の透明性と効率性を高め、また、コンプライアンス経営の遂行と正しい企業倫理に基づいた事業展開で、企業価値向上と持続的発展を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本と考えております。当社では、この基本方針に基づき、健全でかつ透明性が高く、事業環境の変化に俊敏に対応できるコーポレート・ガバナンス体制の確立をめざし、経営監督機能と業務執行機能を分離する指名委員会等設置会社形態を採用しております。なお、当社はコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方などを示した「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社Webサイトに掲載しております。

②会社の機関の内容等

当社では、指名委員会等設置会社形態を採用することにより、執行役が、取締役会から大幅な権限移譲を受け、事業再編や戦略投資などの迅速な意思決定を図っております。

業務執行をより適切に進めるために全執行役を構成員とする執行役会を組織し、当社及びグループ全体に影響を及ぼす業務執行に関する重要事項について検討を行い、また、決裁基準を定めて執行役の責任・権限を明確化しております。

経営監督機能である取締役会では、外部の客観的な意見を積極的に取り入れるべく社外取締役を招聘し、また、指名・監査・報酬の3つの委員会を設置し、権限の分散を図り、経営の透明性向上と監督機能の強化に努めております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、法律の定めに基づき、取締役及び執行役の職務執行を監査する権限を持つ監査委員会を設置し、併せて、取締役会において、内部統制にかかる体制全般を整備しております。

また、当社グループは、財務情報に関する内部統制整備を行い、金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制報告制度の遵守により、財務報告の信頼性の確保に努めております。

コンプライアンスに関する取り組みでは、経営幹部への取り組み内容の報告会、基本方針・規則（日立物流グループ行動規範を含む）の制定、内部通報制度、コンプライアンス監査制度などを整備しております。さらに、コンプライアンス教育を計画的に行うなど、積極的に啓発活動に取り組み、法令及び社内規則の遵守、企業倫理の徹底を図りグループ内従業員の意識向上に努めています。

大規模自然災害に対する取り組みでは、国内全拠点での水・食料品・衛生用品等の備蓄品常備、停電時における電源確保強化推進、災害訓練の実施、防災セミナーの開催等を継続実施しております。災害時にいち早く事業を復旧・継続することによりステークホルダーの期待と信頼に応えてまいります。

情報セキュリティや個人情報保護に関する取り組みでは、個人情報保護及び情報セキュリティ行動指針のもと、物流業務の受託に際し入手した顧客情報や個人情報など、管理すべき情報資産の取り扱いについて社内規則を定め、内部監査や社内研修等を通じて管理の徹底を図ると同時に、ISO27001（※1）及びプライバシーマーク（※2）の第三者認証の取得や、GDPR（※3）をはじめとするグローバル対応等、情報セキュリティや個人情報保護の基盤の強化に努めております。

※1. ISO27001：情報システムの安全管理体制が一定の基準に達していることを評価、認定する国際標準規格。

※2. プライバシーマーク：一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報を適切に取り扱う事業者を、JIS規格に基づき一定の基準で評価し認定する制度。

※3. GDPR(General Data Protection Regulation)：EU一般データ保護規則。欧州経済領域の個人データ保護を目的とした管理規則。個人データの移転と処理について法的要件が定められている。

④反社会的勢力排除に向けた整備の状況

当社グループでは従業員が取るべき行動を示した行動規範を制定して全グループ従業員へ反社会的勢力との断絶を徹底しています。また、「反社会的取引の防止に関する規則」の制定、反社会的取引防止委員会の設置、及び新規取引先が反社会的勢力ではないことの審査の徹底等により、反社会的取引の禁止並びにその防止のための管理体制を整備しています。

(2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制について決議内容の概要

当社は、指名委員会等設置会社として業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しており、その内容の概要は以下のとおりです。

- (a) 監査委員会を含む各種委員会及び取締役会の職務を補助する専任の組織として取締役室を設け、執行役の指揮命令に服さない従業員を置きます。
- (b) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の支払いその他の事務は取締役室が担当し、社内規則に則り、職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに処理します。
- (c) 取締役室に所属する従業員の執行役からの独立性を確保するため、監査委員会は取締役室の人事異動につき事前に報告を受けるものとします。
- (d) 監査委員会の監査の実効性を確保するため、監査委員会に常勤監査委員を置くとともに、監査室の監査計画と調整の上、活動計画を作成します。
- (e) 当社の執行役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、会社に影響を及ぼす重要事項、内部監査の結果及び内部通報制度の通報状況を遅滞なく監査委員に報告します。又、常勤監査委員は、原則として重要な会議に出席し、必要な場合には、付議、報告された案件について、遅滞なく他の監査委員に報告します。なお、上記の内部通報制度による通報者については、通報したことを理由として不利益な取扱いをしない旨会社規則に定め、その運用を徹底します。

- (f) 企業の社会的責任の重視等の基本方針を各グループ会社と共有します。
- (g) 子会社の規模に応じて、当社に準じた体制を整備するとともに、必要に応じて、法令等に対する日立物流グループとしての対応方針を定めます。
- (h) 執行役の職務の執行に係る情報については、社内規則に則り、作成保存します。
- (i) 各種のリスクに対し、それぞれの対応部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制をとります。又、業務執行状況の報告等を通じて新たなリスクの発生可能性の把握に努め、対応が必要な場合、速やかに対応責任者となる執行役を定めます。
- (j) 執行役並びに子会社の取締役の職務遂行の効率性を確保するために、次に記載する経営管理システムを用います。
 1. 当社又は日立物流グループに影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経て慎重に決定するため、執行役会を組織し、審議します。
 2. 日立物流グループの経営方針に基づき、計画的かつ効率的に事業を運営するため、連結事業体で中期経営計画及び年度予算を策定し、これらに基づいた業績管理を行います。子会社は当該制度を通じて業績を報告します。
 3. 当社及び子会社の業務運営状況を把握し、改善を図るため、監査室その他の担当部署による内部監査を定期的実施するとともに、当社からグループ会社に取り締役及び監査役を派遣します。
 4. 会計監査人の監査計画については監査委員会が事前に報告を受領し、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査委員会の事前承認を要することとします。
 5. 財務報告の信頼性を確保するため、当社及びグループ会社において文書化された業務プロセスを実行し、社内外の監査担当者が検証します。
 6. グループ会社に共通する業務について、適正かつ効率的に行う体制を構築します。
- (k) 当社の執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合した体制を継続的に維持するため、次に記載する内容の経営管理システムを用います。
 1. 内部監査を実施し、又、横断的な管理を図るため輸出管理委員会等を設置します。更には、内部通報制度を設置するとともに、法令遵守教育を実施します。
 2. 各種会社規則を定め、内部統制システム全般の周知及び実効性の確保を図ります。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

監査委員会を含む各種委員会及び取締役会の職務を補助する専任の組織として取締役室を設け、執行役の指揮命令に服さない専任の使用人を置いております。また、監査委員の職務の執行について生ずる費用の支払いその他の事務は、取締役室が担当して処理を行っています。加えて、取締役室の人事異動については事前に報告を受ける等、取締役室に所属する従業員の執行役からの独立性は確保されています。また、常勤監査委員は、「執行役会」等の重要な会議に出席し、会社に影響を

及ぼす重要事項、内部監査の結果及びコンプライアンス社内通報制度の通報状況を確認するとともに活動計画を作成して実行しています。

執行役及び当社使用人の職務執行について、月1回開催される執行役会では、「執行役会規則」において付議基準を定め、審議しています。執行役会に関する記録は所定の方法により作成保存し、重要事項に関する決裁文書については永年保存します。さらに、「執行役決裁基準」を定め、執行役は決裁基準に従い、職務執行を行っています。法令及び定款に適合した体制を継続的に維持するため、内部監査を実施するとともに、内部通報制度も設けています。また、eラーニング、社内研修等を行い、コンプライアンスに関する教育を実施しています。

グループ会社の経営管理について、日立物流グループの業務の適正を確保するため、グループ会社に対して、各社の規模等に応じた体制の整備を行わせ、子会社への取締役及び監査役の派遣並びに子会社の各部署への定期的な監査等を行うとともに、「グループ会社運営基準」によって、子会社に係わる業務上の重要事項について、当社執行役会での審議の対象としています。また、「日立物流グループ行動規範」等の基本方針を定め、企業の社会的責任についてグループ会社と共有しています。

リスク管理体制について、コンプライアンス、情報セキュリティ、災害、品質、輸出管理、不良債権等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署に、「贈収賄防止に関する規則」、「情報セキュリティ対策標準」、「品質保証管理規程」等の規則を制定、定期的に研修を実施、マニュアルの作成・配布等を行っています。また、新たなリスクの発生可能性を把握する為、事故・災害、情報セキュリティ等について、執行役会にて報告しています。

内部統制全般について、当社及びグループ会社の内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成する為、定期的に監査しています。

会計監査人の監査計画について、監査委員会は会計監査人から事前に報告を受領しています。加えて、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務の内容について、監査委員会は事前に報告を受領し、適切性を判断した上で同意をしています。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めておりませんが、株式の上場を通じて、事業運営・維持に必要な資金の調達に備えるとともに、株主、投資家及び株式市場より日々評価を受けることで、経営の透明性と効率性を高め、コンプライアンス経営の遂行と正しい企業倫理に基づいた事業展開を行うことが、企業価値向上と持続的発展に重要であると認識しております。

これらを踏まえ、ガバナンスの体制構築及び経営計画の策定・推進に取り組むことが、当社及び当社グループの企業価値の一層の向上及び広く株主全般に提供される価値の最大化に資するものと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

①剰余金の配当

当社は、中長期的視野に基づく事業展開を考慮し、内部留保の充実により企業体質の強化を図りつつ、安定的な配当の継続に加え、業績に連動した利益還元を努めることを利益配分の基本方針としております。

②自己株式の取得

将来の株主価値の最大化を目的とした事業再編を含む機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしています。

(5) 取締役会全体の実効性の分析・評価・結果

今年度(2019年6月～2020年5月)の取締役会の実効性の評価は、評価開始から5年が経過したことから、評価の中立性と客観性を確保するために、自己評価に加えて第三者評価機関であるボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社による取締役会評価を行いました。評価に当たっては、第三者評価機関が取締役会及び指名・監査・報酬委員会(以下、「各委員会」といいます。)の資料と議事録の閲覧、取締役会の傍聴の他、取締役会議長・各委員長・代表執行役社長との事前ディスカッションを行って作成した質問票に取締役全員と取締役会に陪席している執行役3名が回答しました。第三者評価機関は、質問票の回答を受領した後に回答者全員とインタビューを行い、取締役会の現状評価及び課題を取り纏め、2020年3月の取締役会で実効性向上に関する提案も含めて報告を行いました。取締役会は第三者評価の結果を踏まえ、課題への対応と今後の取締役会の運営等について議論を行いました。

■ 第三者評価機関の評価結果の概要

取締役会と各委員会は、実効性の向上に向けて継続的な活動に取り組んでおり、有効に機能していることを確認できましたが、経営環境の大きな変化に対してより実効性の高い取締役会をめざす過渡期にあると評価されています。また監査委員会は、経営の視点からの監査も徹底して行っていると評価されています。

今後の取締役会と各委員会の実効性をさらに高めるために、以下の点について検討することを提言されました。

1.取締役会の議論について、社外取締役からは、それぞれの知見・経験にもとづき、様々な視点から発言がなされ、議論に貢献していることが確認されました。今後は、経営における重要事項に関して本質的な議論を行うために、少人数のオフサイトミーティングで議論を先行させる等について検討することを提言されました。

2.取締役会の構成については、現状適切であります。今後は、経営の本質的議論をさらに活性化させるために、「グローバルな経験」、「事業ポートフォリオの変革経験」、「新規事業の育成経験」等

を有する経営経験者を社外取締役として迎えることについて検討することを提言されました。

3.各委員会の活動は適切に行われていることが確認されました。指名委員会においては、CEOのサクセッションプラン及び社外取締役の構成についてさらに深い議論を行い、その内容を取締役会と共有することについて検討することを提言されました。又、監査委員会においては、現在の実効的な監督機能の維持のために、長期的なサクセッションプランを作成することについて検討することを提言されました。

■ 取締役会等の活動内容と評価

今年度の取締役会等の活動内容と評価は以下の通りです。

1. 「取締役会の活動内容と評価」について

取締役会の構成は、独立社外取締役が8名中4名(内、2名が女性)であり、取締役会全体として会社経営経験者、公認会計士、企業会計・財務の経験者、経営学者、弁護士など高い専門性と見識を有する多様な構成となっており、取締役会議長は社外取締役が務めています。議題内容の配分は、経営戦略が全体の39%、企業統治が同23%、事業運営他が同38%と、年間を通じた計画により適切に選定しています。2019年度に取締役会は14回開催し、原則として毎月開催の頻度は適切であり、年間計画も予め各取締役の意見などを反映した、バランスの良い内容になっています。

今年度は、特に中期経営計画「LOGISTEED2021」の進捗状況やリスクマネジメントに関し議題を設定して議論を深めました。「LOGISTEED2021」の進捗状況では、サプライチェーン全体を視野に入れた計画と各ソリューションについて具体的に整理されていることを確認し、今後は各ソリューションの関連性と外部データも活用したビジネスモデルを検討するよう執行側へ要望しました。リスクマネジメントでは、取締役会として以前から要望していたERM(Enterprise Risk Management)の全貌が整理されましたが、リスクオーナーの決定とリスクの定量化、テールリスクへの細かな対応について執行側へ要望しました。また、昨年度から実施している独立社外取締役によるブレインストーミングに加え、執行役や外部有識者と重要な経営課題についてディスカッションを行うスモールミーティングを開催し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、会社としての方向性を明確に示すための議論を行いました。

今後の経営環境の大きな変化に対応するためには、社外取締役の構成変化の必要性が強く認識され、取締役会の議論は事業ポートフォリオの再構築、経営資源の配分等の経営の本質に関わる事項に集中していくことが重要であると考えています。具体的には、「物流領域におけるイノベーション・デジタルトランスフォーメーションの動向」「中長期的な事業ポートフォリオのあり方と今後の変化」「SDGsへの取り組みとESG経営」等の深い議論の必要性を改めて認識し今後はこれらのテーマについて議論を重ね、取締役会として明確な方向性を示していくことを確認しました。

2. 「各委員会の活動内容と評価」について

2019年度に指名委員会は7回、監査委員会は16回、報酬委員会は8回開催し、各委員会の議長を

社外取締役が務めています。各委員会の活動内容と評価については以下の通りです。

(1) 指名委員会

指名委員会では、次世代経営人財候補者や執行役候補者に関する議論の他、指名委員会で策定した「執行役社長再任プロセス」に基づき執行役社長の再任に関する議論を行ない、現社長の2020年度の再任について異議がないことを確認しました。

今後は、「取締役会の構成」「CEO、取締役等のサクセッションプラン」等について指名委員会でさらなる深い議論を重ね、議論した内容について取締役会と情報共有を図り、指名委員会のさらなる充実に取り組んでまいります。

(2) 監査委員会

監査委員会では、監査方針に基づき、取締役及び執行役の職務執行の適法性、妥当性、効率性の監査を行いました。2019年度は本社コーポレート4部門及び潜在的ガバナンスリスクの高い海外グループ会社8社への往査を実施し、経営課題を抽出して提言を行い、改善施策を策定させました。81社に上る国内外グループ会社ガバナンスの要となる各社の取締役会が有効に機能していることの検証は、監査委員会監査で自ら確認すると共に、各社監査役からの監査活動の定例報告及び内部監査室の監査報告を活用し、個々に必要な是正措置の要望を執行側へ継続的に行っています。2019年度からは監査委員会の提言に沿ってグループ会社の専任監査役が増強され、監査委員会と連携したグループガバナンスが一段と強化されました。監査委員会から執行側への提言に対しては引き続き迅速に対応が図られているため、監査の実効性は確保されています。監査委員会、内部監査部門、会計監査人による三様監査連携は、三者の定例会議を中心に情報共有によるリスク特定と監査品質の向上に有効に機能し、三者の役割分担に応じた監査の実効性と効率性は維持されています。

コーポレートガバナンス・コードで求められている企業価値の持続的向上に関しては、監査委員会が求めていたWACC※1を基準にROIC※2をKPI※3として活用する事業評価の仕組みが定着し資本効率を重視した経営が深化しつつあります。

今後は、以下の2点に注力して監査していくことと致します。第1に「損失の管理」の観点からERMが有効に機能していることの検証を深化させること、第2にSDGsに沿ったESG経営の観点から、G(Governance)については監査委員会としてこれまで相当程度の取組みを行ってきたため、E(Environment)及びS(Social)についての経営的検証を深めていくことに注力してまいります。

(3) 報酬委員会

報酬委員会では、月棒及び業績連動報酬で構成している執行役の現在の報酬制度について、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう攻めの報酬改革を推進すべく、執行役の報酬水準の見直しに加え、基本報酬、業績連動報酬及び長期インセンティブで構成する報酬ミックスの導入について議論を重ねました。報酬改革の検討では、外部の報酬コンサルタントで

あるウイリス・タワーズワトソン（タワーズワトソン株式会社）を起用して様々な業種や規模のベンチマークを選定して多面的な評価を行い、固定報酬と変動報酬及び現金報酬と株式報酬との適切な割合、中長期的な業績に連動する報酬体系の制度設計、業績連動評価に用いる指標の選定等について議論を行い、各役員の中長期的なミッション遂行に対するモチベーションの喚起と成果に応じた報酬額の設定について検討を進めました。

今後は、取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針と決定プロセスに則り、より高い客観性と透明性を確保してまいります。

※1. WACC (Weighted Average Cost of Capital) : 加重平均資本コスト

※2. ROIC (Return on Invested Capital) : 投下資本利益率

※3. KPI (Key Performance Indicator) : 重要業績評価指標

(添付書類)

連結財政状態計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び現金同等物	108,412	139,021
売上債権及び契約資産	132,544	115,419
棚卸資産	1,145	1,066
その他の金融資産	4,597	5,102
その他の流動資産	11,965	6,801
流動資産合計	258,663	267,409
非流動資産		
持分法で会計処理されている投資	84,009	89,271
有形固定資産	182,400	148,232
使用权資産	—	288,441
のれん	26,212	24,112
無形資産	28,556	24,397
繰延税金資産	8,083	10,123
その他の金融資産	18,241	21,274
その他の非流動資産	6,371	5,885
非流動資産合計	353,872	611,735
資産の部合計	612,535	879,144

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買入債務	54,253	45,410
短期借入金	5,850	3,546
償還期長期債務	5,662	10,416
リース負債	—	33,209
未払法人所得税	3,362	8,232
その他の金融負債	24,886	37,886
その他の流動負債	28,481	29,062
流動負債合計	122,494	167,761
非流動負債		
長期債務	191,198	150,502
リース負債	—	261,031
退職給付に係る負債	32,083	34,825
繰延税金負債	10,712	10,123
その他の金融負債	22,958	12,299
その他の非流動負債	4,141	3,346
非流動負債合計	261,092	472,126
負債の部合計	383,586	639,887
資本の部		
親会社株主持分		
資本金	16,803	16,803
利益剰余金	206,245	220,829
その他の包括利益累計額	△520	△4,587
自己株式	△182	△184
親会社株主持分合計	222,346	232,861
非支配持分	6,603	6,396
資本の部合計	228,949	239,257
負債・資本の部合計	612,535	879,144

連結損益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
売上収益	708,831	672,286
売上原価	△626,458	△588,078
売上総利益	82,373	84,208
販売費及び一般管理費	△51,181	△50,725
調整後営業利益	31,192	33,483
その他の収益	3,850	10,579
その他の費用	△4,689	△9,706
営業利益	30,353	34,356
金融収益	450	88
金融費用	△1,042	△1,701
持分法による投資利益	6,419	6,864
受取利息及び支払利息調整後 税引前当期利益	36,180	39,607
受取利息	1,075	1,186
支払利息	△2,009	△6,964
税引前当期利益	35,246	33,829
法人所得税費用	△11,233	△11,344
当期利益	24,013	22,485
当期利益の帰属		
親会社株主持分	22,786	21,614
非支配持分	1,227	871

(ご参考)

連結包括利益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期利益	24,013	22,485
その他の包括利益		
純損益に組み替えられない項目		
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動額	△300	△49
確定給付制度の再測定	△191	284
持分法その他の包括利益	△14	△93
純損益に組み替えられない項目合計	△505	142
純損益に組み替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	△1,121	△4,344
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動額	△2	4
持分法その他の包括利益	△108	△21
純損益に組み替えられる 可能性のある項目合計	△1,231	△4,361
その他の包括利益合計	△1,736	△4,219
当期包括利益	22,277	18,266
当期包括利益の帰属		
親会社株主持分	21,178	17,878
非支配持分	1,099	388

連結持分変動計算書

当連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日) (単位:百万円)

	親会社株主持分			
	資本金	利益剰余金	その他の包括 利益累計額	自己株式
期首残高	16,803	206,245	△520	△182
変動額				
当期利益		21,614		
その他の包括利益			△3,736	
非支配持分との取引等		△6	△1	
配当金		△4,686		
利益剰余金への振替		147	△147	
自己株式の取得及び売却				△2
非支配株主に係る売建プット・ オプション負債の変動等		△2,485	△183	
変動額合計	-	14,584	△4,067	△2
期末残高	16,803	220,829	△4,587	△184

	親会社株主持分合計	非支配持分	資本の部合計
期首残高	222,346	6,603	228,949
変動額			
当期利益	21,614	871	22,485
その他の包括利益	△3,736	△483	△4,219
非支配持分との取引等	△7	209	202
配当金	△4,686	△180	△4,866
利益剰余金への振替	-		-
自己株式の取得及び売却	△2		△2
非支配株主に係る売建プット・ オプション負債の変動等	△2,668	△624	△3,292
変動額合計	10,515	△207	10,308
期末残高	232,861	6,396	239,257

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書 (要約)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	37,812	78,204
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,892	△1,162
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	21,104	△45,707
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	△109	△726
V. 現金及び現金同等物の増減	44,915	30,609
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	63,497	108,412
VII. 現金及び現金同等物の期末残高	108,412	139,021

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び子会社、並びにその関連会社及び共同支配企業に対する持分（以下、「当社グループ」）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際財務報告基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 81社
 主要な連結子会社の名称は「1. 企業集団の現況に関する事項（7）重要な親会社及び子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載しているため省略しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 21社
 主要な持分法適用の関連会社は、佐川急便株式会社であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 金融商品
- (a) 非デリバティブ金融資産

当社グループは、売上債権及びその他の債権をこれらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しております。
 非デリバティブ金融資産の分類及び測定モデルの概要は、次のとおりであります。

償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件をいずれも満たす場合に、償却原価で測定しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されていること
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接帰属する取引費用も含む）で当初認識しております。当初認識後、償却原価で測定する金融資産は実効金利法による償却原価により測定し、必要な場合には減損損失を控除しております。

償却原価で測定する金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産、売上債権及びその他の債権に関する予想信用損失に係る貸倒引当金について、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かに応じて、少なくとも四半期ごとに継続的評価を実施しております。

信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、金融資産の予想残存期間の全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、期末日後12か月以内に生じる予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。ただし、売上債権、契約資産及びリース債権については、常に

全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。
 信用リスクの著しい増大の有無は、債務不履行発生時のリスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行とは、債務者による契約上のキャッシュ・フローの支払いに重大な問題が生じ、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない状態と定義しております。債務不履行発生時のリスクに変化があるかどうかの判断においては、主に外部信用格付け、期日経過の情報等を考慮しております。

予想信用損失は、金融資産に関して契約上支払われるキャッシュ・フロー総額と、受取りが見込まれる将来キャッシュ・フロー総額との差額の割引現在価値を発生確率により加重平均して測定しております。支払遅延の存在、支払期日の延長、外部信用調査機関による否定的評価、債務超過等悪化した財政状況や経営成績の評価を含む、一つまたは複数の事象が発生している場合には、信用減損が生じた金融資産として個別の評価を行い、主に過去の貸倒実績や将来の回収可能額等に基づき予想信用損失を測定しております。信用減損が生じていない金融資産については、主に過去の貸倒実績に必要に応じて現在及び将来の経済状況等を踏まえて調整した引当率等に基づく集積の評価により予想信用損失を測定しております。

償却原価で測定する金融資産、売上債権及びその他の債権に関する予想信用損失については、帳簿価額を直接減額せず、貸倒引当金を計上しております。予想信用損失の変動額は減損損失として純損益に認識しており、連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含まれております。なお、金融資産についての回収手段がなくなり、回収可能性がほぼ尽きたと考えられる時点で、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有しないと判断し、直接償却しております。

公正価値で測定しその変動をその他の包括利益で認識する（以下、「FVTOCI」）金融資産

当社グループは、投資先との取引関係の維持、強化による収益基盤の拡大を目的として保有している資本性金融資産について、当初認識時にFVTOCI金融資産に取消不能な指定を行っております。FVTOCI金融資産として指定される資本性金融資産は当初認識後、公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。なお、FVTOCI金融資産からの配当については、明らかな投資の払い戻しの場合を除き、純損益として認識しております。

公正価値で測定しその変動を純損益で認識する（以下、「FVTPL」）金融資産

当社グループは、当初認識時においてFVTOCI金融資産として指定しない資本性金融資産、及び償却原価で測定する金融資産に分類されない負債性金融資産を、FVTPL金融資産に分類しております。当初認識後、公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

金融資産の認識の中止

当社グループは金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が移転し、当該金融資産の所有に係るリスク及び経済価値を実質的にすべて移転した場合、当該金融資産の認識を中止しております。金融資産の所有に伴う実質的に全てのリスク及び経済価値を留保も移転もしない取引においては、当社グループは当該金融資産への支配を保持していない場合にその資産の認識を中止するものとしております。なお、FVTOCI金融資産の認識を中止した場合は、その他の包括利益累計額を利益剰余金に直接振り替えており、純損益に認識していません。

(b) 非デリバティブ金融負債

当社グループは、発行した負債性金融商品をその発行日に当初認識しております。その他の金融負債はすべて当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に認識しております。

当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり契約上の義務が履行されるか、債務が免責、取消又は失効となった場合に、認識を中止しております。当社グループは、非デリバティブ金融負債として、社債、借入金、買入債務等を有しており、公正価値(直接帰属する取引費用を控除後)で当初認識しております。また当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

当社グループは、非支配持分の所有者に付与している子会社株式の売建プット・オプションについて、将来キャッシュ・フローを割引く方法に基づき算定した公正価値を金融負債として認識するとともに非支配持分との差額を資本剰余金又は利益剰余金から減額し、当初認識後の変動については資本剰余金又は利益剰余金に認識しております。

(c) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク及び金利リスクをそれぞれヘッジするために、先物為替予約契約及び金利スワップ契約といったデリバティブを利用しております。これらすべてのデリバティブについて、その保有目的、保有意思にかかわらず公正価値で計上しております。

当社グループが利用しておりますヘッジの会計処理は、次のとおりであります。

「キャッシュ・フロー・ヘッジ」は予定取引又は既に認識された資産又は負債に関連して発生する将来キャッシュ・フローの変動に対するヘッジであり、ヘッジの効果が高度に有効である限り、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動はその他の包括利益として認識しております。この会計処理は、ヘッジ対象に指定された未認識の確定契約、又は将来キャッシュ・フローの変動を純損益に認識するまで継続し、その時点でデリバティブの公正価値の変動も純損益に含めております。なお、ヘッジ対象に指定された予定取引により、非金融資産もしくは非金融負債が認識される場合、その他の包括利益として認識したデリバティブの公正価値の変動は、当該資産又は負債が認識された時点で、当該資産又は負債の取得原価その他の帳簿価額に直接含めております。

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」(2014年7月改訂)に定められているデリバティブを利用する目的、その戦略を含むリスク管理方針を文書化しており、それに加えて、そのデリバティブがヘッジ対象の公正価値又は将来キャッシュ・フローの変動の影響を相殺しているかどうかについて、ヘッジの開始時及び開始後も引き続き、一定期間ごとに評価を行っております。ヘッジの効果が有効でなくなった場合は、ヘッジ会計を中止し、その有効でない部分は直ちに純損益に計上しております。

(d) 金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ、純額ベースで決済するかもしくは資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺され、連結財政状態計算書において純額で報告しております。

②棚卸資産

棚卸資産は原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で測定し、棚卸資産の再測定による帳簿価額の変動額は売上原価として認識しております。

取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価が含まれており、商品、製品、原材料及び貯蔵品は主に移動平均法、仕掛品は主に個別法により原価を算定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想販売価額から、販売までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

減価償却は、土地等の償却を行わない資産を除き、見積耐用年数にわたって定額法で行っております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物	2年から50年
機械装置及び運搬具	2年から20年
工具、器具及び備品	2年から20年

なお、有形固定資産の残存価額、見積耐用年数及び減価償却方法については、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

②無形資産

耐用年数を確定できる無形資産の償却は、見積耐用年数にわたって定額法で行っております。

主要な資産項目の見積耐用年数は、次のとおりであります。

ソフトウェア	3年から5年
顧客関連資産	12年から20年

なお、無形資産の残存価額、見積耐用年数及び償却方法については、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③リース

当社グループは、契約の開始時に、契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースである又はリースを含んでいると判定しております。

リース又はリースを含んだものである契約については、契約の中のリース構成部分のそれぞれを契約の非リース構成部分と区分して会計処理しております。

リース期間は、リースの解約不能期間にリースを延長するオプションの対象期間(当社グループが当該オプションを行使することが合理的に確実である場合)、リースを解約するオプションの対象期間(当社グループが当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合)を考慮して決定しております。

i. 借手リース

使用権資産及びリース負債は、リース開始日に認識しております。

使用権資産の取得原価は、次のもので構成されております。

・リース負債の当初測定金額

- ・開始日以前に支払ったリース料から、受け取ったリース・インセンティブを控除したものの
- ・借手に発生した当初直接コスト
- ・リースの契約条件で要求されている原資産の解体及び除去、原資産の敷地の原状回復又は原資産の原状回復の際に借手に生じるコストの見積り

使用権資産の減価償却は、原資産の所有権をリース期間の終了時まで借手に移転する場合又は使用権資産の取得原価が購入オプションを借手が行使するであろうことを反映している場合を除き、使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか短い方の期間にわたり定額法で計上しております。使用権資産の見積耐用年数は、自己所有の固定資産と同様に決定しており、2～31年であります。支払リース料は金融費用とリース負債残高の返済部分に配分しており、金融費用はリース負債残高に対して一定率となるように算定しております。

短期リースは、支払リース料をリース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的又は推定的債務を有し、当該債務を決済するために経済的便益を持つ資源が流出する可能性が高く、債務の金額を信頼性をもって見積もることができる場合に認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値と当該債務に特有のリスクを反映した割引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。期末日における外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。再換算又は決済により生じる換算差額はその期間の純損益として認識しております。ただし、FVTOC金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算については、資産及び負債は期末日の為替レートで、収益及び費用については対応する期間における平均為替レートで換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識しております。当社グループの在外営業活動体が処分される場合、当該在外営業活動体に関連した為替換算差額累計額は処分時に純損益に振り替えております。

②のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。のれんは償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施し必要な場合には減損損失を計上しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行っていません。

③非金融資産の減損

当社グループは、棚卸資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産を除く非金融資産について、報告期間ごとに減損の兆候の有無の判定を行っております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積もっております。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年回収可能価額を見積もっております。

減損テストを実施する際には、個々の資産は、そのキャッシュ・フローが相互に独立して識別可能な最小単位でグループ分けしております。

回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い方の金額としております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその資産の固有リスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。資産又は資金生成単位の割り当てられた資産の帳簿価額が回収可能価額を超える場合には、その超過額を減損損失として認識しております。

のれんに関連する減損損失の戻入は行っていません。その他の資産については、過年度に認識した減損損失について、減損損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れはあり、当該資産又は資金生成単位を対象に回収可能価額の見積もりを行い、算定した回収可能価額が資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後又は償却累計控除後の帳簿価額を上限として、減損損失の戻入を行っております。

④退職後給付

当社及び一部の連結子会社は、従業員への退職給付を行うため、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を採用しており、確定給付制度債務の現在価値及び退職給付費用は予測単位積増方式により算定しております。

確定給付資産又は負債の純額の再測定差額については、発生した期にその金額がその他の包括利益で認識され、その後純損益には組み替えられません。また、過去勤務費用は直ちに純損益として認識しております。

確定給付資産又は負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定され、連結財政状態計算書で資産又は負債として認識しております。

また、一部の連結子会社は、確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払については法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度への拠出は、従業員が勤務を提供した期間に費用処理しております。

⑤収益認識

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは顧客の要望に合わせて総合的な物流サービスを提供しており、顧客との契約に当たっては、契約が備えるべき特性の存在および経済的実質が契約へ反映されている事を認識すると共に、当該契約の下で顧客へ移転する事を約定した財又はサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別しております。

取引価格の算定においては、顧客へ約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。なお、顧客との契約には重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループでは取引価格を各履行義務へ配分する必要のある契約を有しておりませんが、将来、配分の必要性のある契約が締結された場合には、各履行義務を構成する財又はサービスを独立販売価格の比率で配分し収益の認識を行っております。

収益の認識は、履行義務が要件を満たす場合に限り、その基礎となる財又はサービスの支配を一時点又は一定期間にわたり認識しております。

⑥ 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

6. 会計方針の変更

当社グループは、当連結会計年度の期首より、以下の基準書を経過措置に準拠して適用しており、会計処理の方法の一部を見直しております。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース	リースの定義及び主に借手の会計処理の改訂
IFRS第16号「リース」の適用に伴い、経過措置に従って、前連結会計年度の連結計算書類の適応適用を行っておりません。新基準の適用に際しては、契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを適用開始日現在で見直すことを要求されない実務上の便法を適用しております。借手は、IFRS第16号C5項(b)を適用して、比較情報を修正再表示せず、本基準の適用開始の累積的影響を適用開始日(2019年4月1日)に認識する方法を採用しております。適用開始日のリース負債の測定に適用している当社グループの追加借入利率の加重平均は、1.9%であります。前連結会計年度末においてIAS第17号を適用した解約不能のオペレーティング・リース契約と、適用開始日において連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は、次のとおりであります。		

(単位：百万円)

解約不能オペレーティング・リース契約(2019年3月31日)	97,068
ファイナンス・リース債務(2019年3月31日)	35,270
延長オプションの見積りの見直し等	184,156
2019年4月1日現在のリース負債	316,494

IFRS第16号の適用に伴い、適用開始日において、使用権資産277,222百万円及びリース負債281,224百万円を追加認識しております。

なお、当社グループは、IAS第17号のもとでオペレーティング・リースに分類されていたリースにIFRS第16号を適用する際に、以下の実務上の便法を使用しております。

- ・特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用
- ・減損レビューを実施することの代替として、リースが適用開始日直前においてIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して不利であるかどうかの評価に依拠
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外

IFRS第16号の適用により、連結財政状態計算書において、従来、「有形固定資産」として報告していたファイナンス・リース資産は、「使用権資産」として独立掲記しており、「償還長期債務」及び「長期債務」として報告していたリース債務は、「リース負債」として独立掲記しております。また、連結キャッシュ・フロー計算書において、従来、オペレーティング・リースのリース料の支払が営業活動に関するキャッシュ・フローに含まれていたのに対し、主に使用権資産の減価償却費に係る調整が営業活動に関するキャッシュ・フローに含まれ、リース負債の支払が財務活動に関するキャッシュ・フローに含まれることにより、IAS第17号を適用した場合と比較して、営業活動に関するキャッシュ・フローの収入が増加し、財務活動に関するキャッシュ・フローの支出が増加しております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

流動資産	1,380百万円
非流動資産	19百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

137,384百万円

3. 使用権資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

47,308百万円

4. 保証債務

8百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. その他の収益

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
固定資産売却益	8,621
事業再編等利益	1,244
その他	714
合計	10,579

事業再編等利益は、当社の連結子会社であった㈱日立トラベルビューローの株式70%をBCD Travel Asia B.V.に譲渡を行ったことにより、㈱日立トラベルビューロー及びその子会社に対する支配の喪失に伴って認識した利益であります。

2. その他の費用

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
固定資産売却損	△250
固定資産減却損	△487
減損損失	△4,169
退職給付制度改定損	△3,180
事業構造改革費用	△666
その他	△954
合計	△9,706

①減損損失
減損損失は、主として㈱バンテック国際物流事業において、前連結会計年度で想定していた将来キャッシュ・フローが見込めなくなり、回収可能価額まで減損したことによって認識したのれん及び顧客関連資産の減損損失であり、それぞれ2,313百万円、1,438百万円であります。当連結会計年度において㈱バンテック国際物流事業に係るのれん及び未償却の顧客関連資産を全額減損処理しております。回収可能価額は使用価値により算定しており、税引前の割引率(10.0%)を用いて将来キャッシュ・フローを割引くことにより算出しております。

②退職給付制度改定損は、国内における一部の連結子会社において実施した確定給付制度改定に伴う確定給付制度債務の現在価値の増加額を、過去勤務費用として認識した損失であります。

③事業構造改革費用は、主に特別退職金565百万円であります。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の数

普通株式 111,776,714株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月21日 取締役会	普通株式	2,343 百万円	21円	2019年 3月31日	2019年 6月3日
2019年10月29日 取締役会	普通株式	2,343 百万円	21円	2019年 9月30日	2019年 11月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月22日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	2,454 百万円	22円	2020年 3月31日	2020年 6月4日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 市場リスク

当社グループは、事業活動を行う過程において生じる市場リスクを軽減するために、リスク管理を行っております。リスク管理にあたりましては、リスク発生要因の根本からの発生を防止することでリスクを回避し、回避できないリスクにつきましては、その低減を図るようにしております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しております。投資有価証券であります株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(a) 金利リスク

当社グループは、有利子負債（借入金及び社債）による資金調達を行っております。有利子負債のうち一部は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。金利の変動リスクに晒されている借入金のうち、長期のもの一部につきましては、金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

(b) 為替リスク

当社グループはグローバルでの物流サービスを行っており、外貨建の取引について、外国為替相場の変動リスクに晒されていることから、外国為替相場の変動リスクをヘッジするために、先物為替予約契約を利用しております。

(2) 信用リスク

当社グループは取引先に対し、主に売上債権及びその他の債権として信用供与を行っており、取引先の契約不履行により損失を被る信用リスクに晒されております。取引先の信用リスク管理につきましては、取引先の財政状態や第三者機関による格付けの状況等、信用リスクを定期的に調査し信用リスクに応じた取引限度額を設定しております。当社グループの売上債権及びそ

他の債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対する債権から構成されており、単独の取引先又はその取引先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。また、預金、為替取引及びその他の金融商品を含めた財務活動から生じる信用リスクにつきましては、取引先の大部分が国際的に認知されたA格以上の金融機関であることから、それらの信用リスクは限定的であります。

(3) 流動性リスク

当社グループの買入債務、長期債務等の金融負債は流動性リスクに晒されております。現在及び将来の事業活動のための適切な水準の流動性の維持及び機動的・効率的な資金の確保を財務活動の重要な方針としております。当社グループは、事業活動における資金効率の最適化を図るために、当社グループ内の資金の管理を当社に集中させることを推進しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産及び金融負債		
資産		
売上債権		
売掛金	103,007	102,999
リース債権	5,741	5,839
その他の金融資産		
リース債権	4,776	5,098
未収入金	3,271	3,271
差入保証金	10,821	10,821
負債		
長期債務		
社債	59,763	60,112
長期借入金	101,155	100,943
その他の金融負債		
割賦未払金	16,059	16,361
公正価値で測定する金融資産及び金融負債		
資産		
FVTPL金融資産		
デリバティブ資産	3	3
その他の金融資産	206	206
FVTOCI金融資産		
資本性証券	5,953	5,953
負債		
FVTPL金融負債		
非支配株主に係る売建プット・オプション負債	16,176	16,176

(注) 金融商品の公正価値の測定方法

当社グループが保有する金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。

現金及び現金同等物、短期借入金、買入債務

満期までの期間が短いため、公正価値は帳簿価額とほぼ同額であります。

売上債権

短期で決済される売掛金、受取手形及び電子記録債権の公正価値は帳簿価額とほぼ同額であります。リース債権の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しております。

その他の金融資産

デリバティブ資産の公正価値は、投げ売りでない市場価格、活発でない市場での価格、観察可能な金利及び利回り曲線や外国為替及び商品の先物及びスポット価格を用いたモデルに基づき測定しております。

リース債権の公正価値は、将来キャッシュ・フローを信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しております。

未収入金は短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額とほぼ同額であります。

市場性のある有価証券の公正価値は、市場価格を用いて見積っております。

市場性のない有価証券の公正価値は、類似の有価証券の市場価格及び同一又は類似の有価証券に対する投げ売りでない市場価格、観察可能な金利及び利回り曲線、クレジット・スプレッド又はデフォルト率を含むその他関連情報によって公正価値を見積っております。公正価値を測定するための重要な指標が観察不能である場合、金融機関により提供された価格情報を用いて評価しております。提供された価格情報は、独自の評価モデルを用いたインカム・アプローチあるいは類似金融商品の価格との比較といったマーケット・アプローチにより検証しております。

差入保証金の公正価値は、契約ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを契約期間に応じて信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しております。

長期債務

長期債務の公正価値は、将来キャッシュ・フローを当該負債の市場価格、又は同様の契約条項での市場金利で割り引く方法により算定しております。

その他の金融負債

デリバティブ負債の公正価値は、投げ売りでない市場価格、活発でない市場での価格、観察可能な金利及び利回り曲線や外国為替及び商品の先物及びスポット価格を用いたモデルに基づき測定しております。

割賦未払金の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しております。

非支配株主に係る売建プット・オプション負債の公正価値は、将来キャッシュ・フローを行使時点までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社株主持分 | 2,087円52銭 |
| 2. 基本的1株当たり親会社株主に帰属する当期利益 | 193円76銭 |

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大による影響)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、自動車関連顧客向け等の一部の事業において、顧客の稼働停止等に伴う物量減少により、将来の収益性の低下が見込まれております。当連結会計年度末時点における、当該事業に関連する資産の評価等の検討においては、翌連結会計年度の第2四半期以降、段階的に回復するという仮定に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を織り込んでおります。その結果、当連結会計年度末時点において、当該事象が連結計算書類に与える影響は、限定的と判断しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(添付書類)

貸借対照表

(単位:百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	79,439	107,258
受取手形	1,289	803
売掛金	16,531	11,221
原材料及び貯蔵品	31	31
短期貸付金	1,500	1,402
その他	6,944	9,451
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	105,735	130,168
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	28,286	29,064
構築物(純額)	942	1,049
機械及び装置(純額)	3,147	3,290
車両運搬具(純額)	1	5
工具、器具及び備品(純額)	428	488
土地	32,012	30,822
リース資産(純額)	8,672	7,159
建設仮勘定	94	1,344
有形固定資産合計	73,585	73,224
無形固定資産		
ソフトウェア	3,085	3,693
その他	73	64
無形固定資産合計	3,158	3,757
投資その他の資産		
投資有価証券	2,893	2,513
関係会社株式	179,422	180,100
関係会社出資金	5,954	5,954
従業員に対する長期貸付金	0	0
関係会社長期貸付金	9,306	7,805
長期前払費用	843	1,065
前払年金費用	2,162	2,323
繰延税金資産	876	895
差入保証金	2,152	2,080
その他	258	271
貸倒引当金	△55	△55
投資その他の資産合計	203,816	202,955
固定資産合計	280,561	279,937
資産合計	386,297	410,106

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,159	3,167
1年内返済予定の長期借入金	—	10,000
リース債務	1,483	1,359
未払金	5,803	6,955
未払費用	6,293	5,589
未払法人税等	370	4,924
前受金	595	557
預り金	52,320	68,307
従業員預り金	35	28
その他	99	149
流動負債合計	72,161	101,038
固定負債		
社債	60,000	60,000
長期借入金	100,000	90,000
リース債務	6,964	5,607
退職給付引当金	13,027	13,448
役員退職慰労引当金	8	8
資産除去債務	1,241	1,253
その他	579	469
固定負債合計	181,820	170,786
負債合計	253,982	271,824
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,802	16,802
資本剰余金		
資本準備金	13,424	13,424
その他資本剰余金	2	2
資本剰余金合計	13,427	13,427
利益剰余金		
利益準備金	4,200	4,200
その他利益剰余金		
損害賠償積立金	350	350
固定資産圧縮積立金	9,346	9,589
別途積立金	61,004	71,004
繰越利益剰余金	27,033	23,038
利益剰余金合計	101,934	108,183
自己株式	△182	△183
株主資本合計	131,983	138,229
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	331	51
評価・換算差額等合計	331	51
純資産合計	132,314	138,281
負債純資産合計	386,297	410,106

損益計算書

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
	売上高	102,079
売上原価	85,044	60,409
売上総利益	17,035	15,803
販売費及び一般管理費	19,211	19,522
営業損失 (△)	△2,176	△3,718
営業外収益		
受取利息	171	143
受取配当金	13,790	9,330
為替差益	161	—
その他	49	63
営業外収益合計	14,173	9,536
営業外費用		
支払利息	286	298
社債利息	211	281
関係会社支援費用	183	65
社債発行費	165	—
支払手数料	84	—
その他	41	209
営業外費用合計	973	854
経常利益	11,023	4,963
特別利益		
固定資産売却益	148	7,490
関係会社株式売却益	2,485	2,512
受取保険金	412	7
その他	1	25
特別利益合計	3,048	10,036
特別損失		
固定資産売却損	20	0
固定資産除却損	152	142
事業構造改革費用	581	830
関係会社株式評価損	1,606	1,037
固定資産圧縮損	17	23
その他	229	177
特別損失合計	2,608	2,212
税引前当期純利益	11,464	12,787
法人税、住民税及び事業税	△497	1,779
法人税等調整額	872	85
法人税等合計	374	1,864
当期純利益	11,089	10,923

株主資本等変動計算書

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	16,802	13,424	2	13,427	4,200	97,733	101,934
当期変動額							
剰余金の配当						△4,685	△4,685
当期純利益						10,923	10,923
自己株式の取得							
吸収分割による増加						10	10
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	6,248	6,248
当期末残高	16,802	13,424	2	13,427	4,200	103,982	108,183

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△182	131,983	331	331	132,314
当期変動額					
剰余金の配当		△4,685			△4,685
当期純利益		10,923			10,923
自己株式の取得	△1	△1			△1
吸収分割による増加		10			10
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			△280	△280	△280
当期変動額合計	△1	6,246	△280	△280	5,966
当期末残高	△183	138,229	51	51	138,281

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位:百万円)

項目	損害賠償 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
当期首残高	350	9,346	61,004	27,033	97,733
当期変動額					
剰余金の配当				△4,685	△4,685
当期純利益				10,923	10,923
固定資産圧縮積立金の積立		959		△959	
固定資産圧縮積立金の取崩		△716		716	
別途積立金の積立			10,000	△10,000	
吸収分割による増加				10	10
当期変動額合計	—	243	10,000	△3,994	6,248
当期末残高	350	9,589	71,004	23,038	103,982

個別注記表

インターネット開示事項

計算書類は「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて作成しております。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法
その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産……………移動平均法に基づく原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿
価切下げの方法により算定しております）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社
内における利用可能期間（5年）に基づく定額
法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース
取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引につい
ては通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっ
ております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（14～18年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した額を超過するため、前払年金費用として、投資その他の資産に計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。なお、2008年1月17日開催の報酬委員会において、役員退職慰労金の廃止を決定し、廃止に伴う打ち切り日（2008年3月31日）までの在任期間に対応する退職慰労金として、従来の役員退職慰労金規則に基づいて、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結納税制度の適用

(1) 当社は、連結納税制度を適用しております。

(2) グループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取り扱い」（実務対応報告第39号 第3項）が2020年3月31日に公表されております。当社では、繰延税金資産および繰延税金負債の額について「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 第44項）の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)日立物流関東	埼玉県さいたま市大宮区	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業	所有 直接100.0%	転籍2人 兼任4人	運送及び作業委託、当社グループ会社間の資金集中取引	資金の預り	2,105	預り金	5,488
								利息の支払	0		
子会社	(株)日立物流南関東	神奈川県横浜市中区	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業	所有 直接100.0%	転籍2人 兼任4人	運送及び作業委託、当社グループ会社間の資金集中取引	資金の預り	1,695	預り金	4,120
								利息の支払	0		
子会社	(株)日立物流中部	愛知県名古屋市中区	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業	所有 直接100.0%	転籍2人 兼任4人	運送及び作業委託、当社グループ会社間の資金集中取引	資金の預り	2,067	預り金	5,205
								利息の支払	0		
子会社	(株)日立物流西日本	大阪府大阪市此花区	200	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業	所有 直接100.0%	転籍2人 兼任8人	運送及び作業委託、当社グループ会社間の資金集中取引	運送及び作業委託	10,863	買掛金	499
								資金の預り	2,635	預り金	9,527
								利息の支払	0		
子会社	日立物流コロボネクト(株)	東京都江東区	255	貨物利用運送事業、倉庫業	所有 直接90.0%	転籍2人 兼任4人	運送及び作業委託、当社グループ会社間の資金集中取引	資金の預り	890	預り金	5,992
								利息の支払	0		
子会社	(株)バンテック	神奈川県横浜市内西区	3,874	貨物自動車運送事業、倉庫業	所有 直接100.0%	転籍1人 兼任2人	運送及び作業委託、当社グループ会社間の資金集中取引	資金の預り	6,290	預り金	8,228
								利息の支払	0		
子会社	日立物流ソフトウェア(株)	東京都江東区	210	情報システムの開発・設計	所有 直接75.0%	転籍2人 兼任4人	情報処理委託、当社グループ会社間の資金集中取引	資金の預り	98	預り金	5,316
								利息の支払	0		

取引条件ないし取引条件の決定方針等

①資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

②運送及び作業委託については、国土交通省届出運賃、市場価格・総原価を勘案し、交渉の上、決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,239円65銭
2. 1株当たり当期純利益	97円92銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社日立物流

執行役社長 中 谷 康 夫 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 會 田 将 之 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 武 藤 智 帆 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日立物流の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社日立物流及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社日立物流

執行役社長 中谷康夫 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 會田将之 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 武藤智帆 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日立物流の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、関連する部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社日立物流 監査委員会
監査委員（常勤） 丸 田 宏 ㊟
監 査 委 員 泉 本 小夜子 ㊟
監 査 委 員 總 山 哲 ㊟

(注) 監査委員 丸田宏、泉本小夜子、總山哲の3氏は、社外取締役であります。

以上

トピックス

経営関連

〈2019年〉

- 7月：(株)日立トラベルビューロー株式の一部譲渡
- 8月：パレネット(株)の株式を譲り受け
- 10月：KDDI(株)と5Gの共同検討を開始
- 11月：(株)日立ライブ 流通サービス事業の譲り受け契約締結

HTB | BCD●travel



サービス拡充(拠点・新技術他)

〈2019年〉

- 4月：富山IV期物流センター自動倉庫棟 本格稼働
- 6月：タイで輸送車両シェアリングサービス 提供開始
- 9月：春日部ECプラットフォームセンター稼働
- 12月：スペイン(バルセロナ)に現地法人を設立
- 12月：日立建機(株)つくば物流センター増築棟 稼働開始



▲富山IV期物流センター 自動倉庫棟



▲春日部ECプラットフォームセンター



▲スペイン(バルセロナ)現地法人



▲つくば物流センター増築棟

社外表彰・受賞

〈2019年〉

- 9月：2019日本パッケージングコンテスト「ロジスティクス賞」「電気・機器包装部門賞」をダブル受賞
- 9月：第34回全国フォークリフト運転競技大会「女性の部」優勝
- 10月：第51回全国トラックドライバー・コンテストで「4トン部門」優勝 (内閣総理大臣賞)
- 11月：「令和元年度モーダルシフト 取り組み優良事業者賞 (新規開拓部門賞)」受賞
- 12月：日立物流ソフトウェア(株)グリーン物流パートナーシップ会議 「経済産業大臣表彰」を共同受賞



第34回全国フォークリフト運転競技大会「女性の部」で優勝した池田選手(左)と中谷社長(右)



第51回全国トラックドライバー・コンテスト「4トン部門」で優勝した(内閣総理大臣賞)大原選手(左)と「女性部門」で優勝した渡邊選手(右)

〈2020年〉

- 1月：Webサイト「株主・投資家向け情報」主要なIRサイト評価で受賞





大きく変化する世界の中で、
常に先を見つめて、道を切りひらき、
社会に新しい活力を届けていきたい。
私たちは、お客様と真摯に向き合い、
最善を尽くし、共に未来を協創する。
これからのテクノロジーを
新しいソリューションの力にする。
一人ひとりの人間力を大切にして、
ひとつになって動きつづける。
私たちはこれまでの
ロジスティクスの領域を超えて、
ビジネスと生活に
新しい未来を実現していく。

未知に挑む。

株主総会会場のご案内

ご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

日時

2020年6月23日(火曜日)午前10時
受付開始予定 午前9時

場所

東京都中央区京橋二丁目9番2号
当本社2階 大会議室

※ご来場に際しましては公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

交通のご案内

- 都営地下鉄浅草線 宝町駅
A6・A7出口 徒歩1分
- 東京メトロ銀座線 京橋駅
6番出口 徒歩3分
- 東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅
7番出口 徒歩8分
- JR 東京駅 徒歩9分



株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月末日まで
剰余金の
配当受領株主確定日 毎年3月末日及び9月末日
定時株主総会 毎年6月
株主名簿管理人 東京証券代行株式会社 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
[郵便物送付先]
〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
東京証券代行株式会社 事務センター
[株式に関するお問合わせ先]
フリーダイヤル ☎ 0120-49-7009
取次は、三井住友信託銀行株式会社の全国本支店でお取扱いいたしております。

住所変更・単元未満株式の
買取・買増等のお申出先について
お取引口座のある証券会社にお申し出
ください。ただし、特別口座に記録され
た株式に係る各種手続きにつきましては、
特別口座の口座管理機関である東京証
券代行株式会社にお申し出ください。

未支払配当金のお支払いについて
株主名簿管理人である東京証券代行
株式会社にお申し出ください。



(証券コード：9086)

〒104-8350 東京都中央区京橋二丁目9番2号
<https://www.hitachi-transportssystem.com>

